

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																																																																																																								
ページ	行																																																																																																																										
10	鳥の目表出典	(WHO "World Health Statistics" 2021より)	(WHO "World Health Statistics" 2022より)																																																																																																																								
14	資料3	<p><b>③ 何のために働くか</b></p> <p>お金を得るために働く   社会の一員として、務めを果たすために働く   無回答</p> <p>自分の才能や能力を發揮するために働く   生きがいをみつけるために働く</p> <table border="1"> <caption>性別別理由 (%)</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>お金の得るために働く</th> <th>社会の一員として、務めを果たすために働く</th> <th>自分の才能や能力を發揮するために働く</th> <th>生きがいをみつけるために働く</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>61.1</td> <td>12.1</td> <td>7.2</td> <td>13.9</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>61.1</td> <td>14.2</td> <td>8.2</td> <td>12.0</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>61.0</td> <td>10.1</td> <td>6.3</td> <td>15.6</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>年齢別理由 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>お金の得るために働く</th> <th>社会の一員として、務めを果たすために働く</th> <th>自分の才能や能力を發揮するために働く</th> <th>生きがいをみつけるために働く</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18~29歳</td> <td>75.4</td> <td>4.9</td> <td>7.9</td> <td>9.4</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>30~39歳</td> <td>73.7</td> <td>11.5</td> <td>7.3</td> <td>8</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>40~49歳</td> <td>75.8</td> <td>10.5</td> <td>7.2</td> <td>5.9</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>50~59歳</td> <td>73.9</td> <td>12.6</td> <td>3.9</td> <td>7.8</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>60~69歳</td> <td>59.3</td> <td>10.9</td> <td>9.9</td> <td>15.4</td> <td>4.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内閣府「国民生活に関する世論調査」令和3年度より)</p>	性別	お金の得るために働く	社会の一員として、務めを果たすために働く	自分の才能や能力を發揮するために働く	生きがいをみつけるために働く	無回答	総数	61.1	12.1	7.2	13.9	5.8	男性	61.1	14.2	8.2	12.0	4.4	女性	61.0	10.1	6.3	15.6	7.1	年齢	お金の得るために働く	社会の一員として、務めを果たすために働く	自分の才能や能力を發揮するために働く	生きがいをみつけるために働く	無回答	18~29歳	75.4	4.9	7.9	9.4	2.5	30~39歳	73.7	11.5	7.3	8	3.3	40~49歳	75.8	10.5	7.2	5.9	0.7	50~59歳	73.9	12.6	3.9	7.8	1.8	60~69歳	59.3	10.9	9.9	15.4	4.5	<p><b>③ 何のために働くか</b></p> <p>お金を得るために働く   社会の一員として、務めを果たすために働く   無回答</p> <p>自分の才能や能力を發揮するために働く   生きがいをみつけるために働く</p> <table border="1"> <caption>性別別理由 (%)</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>お金の得るために働く</th> <th>社会の一員として、務めを果たすために働く</th> <th>自分の才能や能力を發揮するために働く</th> <th>生きがいをみつけるために働く</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>63.3</td> <td>11.0</td> <td>6.7</td> <td>14.1</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>61.4</td> <td>13.8</td> <td>7.4</td> <td>13.3</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>64.9</td> <td>8.6</td> <td>6.1</td> <td>14.7</td> <td>5.7</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>年齢別理由 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>お金の得るために働く</th> <th>社会の一員として、務めを果たすために働く</th> <th>自分の才能や能力を發揮するために働く</th> <th>生きがいをみつけるために働く</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18~29歳</td> <td>79.3</td> <td>5.4</td> <td>7.6</td> <td>6.0</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>30~39歳</td> <td>76.9</td> <td>9.0</td> <td>8.0</td> <td>6.1</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>40~49歳</td> <td>76.1</td> <td>5.6</td> <td>8.4</td> <td>8.8</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>50~59歳</td> <td>75.2</td> <td>9.7</td> <td>6.5</td> <td>7.7</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>60~69歳</td> <td>61.6</td> <td>13.4</td> <td>6.5</td> <td>15.2</td> <td>3.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内閣府「国民生活に関する世論調査」令和4年度より)</p>	性別	お金の得るために働く	社会の一員として、務めを果たすために働く	自分の才能や能力を發揮するために働く	生きがいをみつけるために働く	無回答	総数	63.3	11.0	6.7	14.1	4.9	男性	61.4	13.8	7.4	13.3	4.1	女性	64.9	8.6	6.1	14.7	5.7	年齢	お金の得るために働く	社会の一員として、務めを果たすために働く	自分の才能や能力を發揮するために働く	生きがいをみつけるために働く	無回答	18~29歳	79.3	5.4	7.6	6.0	1.6	30~39歳	76.9	9.0	8.0	6.1	0.0	40~49歳	76.1	5.6	8.4	8.8	1.1	50~59歳	75.2	9.7	6.5	7.7	1.0	60~69歳	61.6	13.4	6.5	15.2	3.3
性別	お金の得るために働く	社会の一員として、務めを果たすために働く	自分の才能や能力を發揮するために働く	生きがいをみつけるために働く	無回答																																																																																																																						
総数	61.1	12.1	7.2	13.9	5.8																																																																																																																						
男性	61.1	14.2	8.2	12.0	4.4																																																																																																																						
女性	61.0	10.1	6.3	15.6	7.1																																																																																																																						
年齢	お金の得るために働く	社会の一員として、務めを果たすために働く	自分の才能や能力を發揮するために働く	生きがいをみつけるために働く	無回答																																																																																																																						
18~29歳	75.4	4.9	7.9	9.4	2.5																																																																																																																						
30~39歳	73.7	11.5	7.3	8	3.3																																																																																																																						
40~49歳	75.8	10.5	7.2	5.9	0.7																																																																																																																						
50~59歳	73.9	12.6	3.9	7.8	1.8																																																																																																																						
60~69歳	59.3	10.9	9.9	15.4	4.5																																																																																																																						
性別	お金の得るために働く	社会の一員として、務めを果たすために働く	自分の才能や能力を發揮するために働く	生きがいをみつけるために働く	無回答																																																																																																																						
総数	63.3	11.0	6.7	14.1	4.9																																																																																																																						
男性	61.4	13.8	7.4	13.3	4.1																																																																																																																						
女性	64.9	8.6	6.1	14.7	5.7																																																																																																																						
年齢	お金の得るために働く	社会の一員として、務めを果たすために働く	自分の才能や能力を發揮するために働く	生きがいをみつけるために働く	無回答																																																																																																																						
18~29歳	79.3	5.4	7.6	6.0	1.6																																																																																																																						
30~39歳	76.9	9.0	8.0	6.1	0.0																																																																																																																						
40~49歳	76.1	5.6	8.4	8.8	1.1																																																																																																																						
50~59歳	75.2	9.7	6.5	7.7	1.0																																																																																																																						
60~69歳	61.6	13.4	6.5	15.2	3.3																																																																																																																						
15	13~14	<p>卒者で採用されても、<u>31.2%</u>が3年以内に離職しているという調査もある (令和2年, 厚生労働省)。<u>フリーター④</u>や<u>ニ</u></p>	<p>卒者で採用されても、<u>31.5%</u>が3年以内に離職しているという調査もある (令和4年, 厚生労働省)。<u>フリーター④</u>や<u>ニ</u></p>																																																																																																																								

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
15	資料5	<p><b>5 生涯賃金の比較(2019年)</b></p> <p>●男女・学歴・非正規</p> <p>(単位:円)</p> <p>2億 6910万 2億 1730万 2億 1280万 1億 5230万 6840万<sup>*2</sup></p> <p>正規社員 (大学・大学 院卒男性) 正規社員 (大学・大学 院卒女性) 正規社員 (高卒男性) 正規社員 (高卒女性) 非正規 従業員</p> <p>*1 60歳まで。退職金は含めない。 *2 月15万円で23歳～60歳まで働いたとして計算。 (正規社員の賃金は労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計」2021より)</p>	<p><b>5 生涯賃金の比較(2020年)</b></p> <p>●男女・学歴・非正規</p> <p>(単位:円)</p> <p>2億 6190万 2億 1240万 2億 500万 1億 4960万 6840万<sup>*2</sup></p> <p>正規社員 (大学・大学 院卒男性) 正規社員 (大学・大学 院卒女性) 正規社員 (高卒男性) 正規社員 (高卒女性) 非正規 従業員</p> <p>*1 60歳まで。退職金は含めない。 *2 月15万円で23歳～60歳まで働いたとして計算。 (正規社員の賃金は労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計」2022より)</p>
16	column	<p>2015年以降, 日本の <u>223</u> の自治体で導入されている。法律上の婚姻</p> <p><b>パートナーシップ制度の認定件数 (2022年6月30日現在)</b></p> <p>北陸地方 <u>27</u>組 (新潟県新潟市など)</p> <p>北海道 <u>166</u>組 (札幌市など)</p> <p>中部地方 <u>141</u>組 (静岡県浜松市など)</p> <p>近畿地方 <u>839</u>組 (大阪府大阪市など)</p> <p>中国地方 <u>71</u>組 (広島県広島市など)</p> <p>九州地方 <u>265</u>組 (福岡県福岡市など)</p> <p>東北地方 <u>9</u>組 (青森県弘前市など)</p> <p>関東地方 <u>1541</u>組 (神奈川県横浜市など)</p> <p>四国地方 <u>53</u>組 (香川県高松市など)</p> <p>沖縄県 <u>56</u>組 (那覇市など)</p> <p>*札幌市・福岡市・大阪市などは戸籍上異性同士も登録可能。 (渋谷区・NPO法人虹色ダイバーシティ2022「地方自治体の同性パートナー制度登録件数」より)</p>	<p>2015年以降, 日本の <u>328</u> の自治体で導入されている。法律上の婚姻</p> <p><b>パートナーシップ制度の認定件数 (2023年6月28日現在)</b></p> <p>北陸地方 <u>76</u>組 (富山県富山市など)</p> <p>北海道 <u>217</u>組 (札幌市など)</p> <p>中部地方 <u>351</u>組 (静岡県浜松市など)</p> <p>近畿地方 <u>1072</u>組 (大阪府大阪市など)</p> <p>中国地方 <u>102</u>組 (広島県広島市など)</p> <p>九州地方 <u>354</u>組 (福岡県福岡市など)</p> <p>東北地方 <u>14</u>組 (青森県弘前市など)</p> <p>関東地方 <u>2843</u>組 (神奈川県横浜市など)</p> <p>四国地方 <u>66</u>組 (香川県高松市など)</p> <p>沖縄県 <u>71</u>組 (那覇市など)</p> <p>*札幌市・福岡市・大阪市などは戸籍上異性同士も登録可能。 (渋谷区・NPO法人虹色ダイバーシティ2023「地方自治体の同性パートナー制度登録件数」より)</p>



訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																										
ページ	行																																												
17	資料7	<p><b>7 夫婦が出会ったきっかけ</b> (2015年:過去5年間に結婚した初婚同士の夫婦)</p> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より)</p>	<p><b>7 夫婦が出会ったきっかけ</b> (2021年:過去5年間に結婚した初婚同士の夫婦)</p> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」より)</p>																																										
17	資料8	<p><b>8 結婚することの利点</b>(2015年:複数回答) (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもや家族をもてる</td> <td>35.8</td> <td>49.8</td> </tr> <tr> <td>精神的安らぎの場が得られる</td> <td>31.1</td> <td>28.1</td> </tr> <tr> <td>親や周囲の期待に応えられる</td> <td>15.9</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>愛情を感じている人と暮らせる</td> <td>13.3</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>社会的信用や対等な関係が得られる</td> <td>12.2</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>経済的に余裕がもてる</td> <td>5.9</td> <td>20.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象は18～34歳の未婚者。 (国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より)</p>		男性	女性	子どもや家族をもてる	35.8	49.8	精神的安らぎの場が得られる	31.1	28.1	親や周囲の期待に応えられる	15.9	21.9	愛情を感じている人と暮らせる	13.3	14.0	社会的信用や対等な関係が得られる	12.2	7.0	経済的に余裕がもてる	5.9	20.4	<p><b>8 結婚することの利点</b>(2021年:複数回答) (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもや家族をもてる</td> <td>31.1</td> <td>39.4</td> </tr> <tr> <td>精神的安らぎの場が得られる</td> <td>33.8</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>親や周囲の期待に応えられる</td> <td>13.4</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>愛情を感じている人と暮らせる</td> <td>14.9</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>社会的信用や対等な関係が得られる</td> <td>8.9</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>経済的に余裕がもてる</td> <td>8.4</td> <td>21.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象は18～34歳の未婚者。 (国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」より)</p>		男性	女性	子どもや家族をもてる	31.1	39.4	精神的安らぎの場が得られる	33.8	25.3	親や周囲の期待に応えられる	13.4	18.0	愛情を感じている人と暮らせる	14.9	14.0	社会的信用や対等な関係が得られる	8.9	8.6	経済的に余裕がもてる	8.4	21.0
	男性	女性																																											
子どもや家族をもてる	35.8	49.8																																											
精神的安らぎの場が得られる	31.1	28.1																																											
親や周囲の期待に応えられる	15.9	21.9																																											
愛情を感じている人と暮らせる	13.3	14.0																																											
社会的信用や対等な関係が得られる	12.2	7.0																																											
経済的に余裕がもてる	5.9	20.4																																											
	男性	女性																																											
子どもや家族をもてる	31.1	39.4																																											
精神的安らぎの場が得られる	33.8	25.3																																											
親や周囲の期待に応えられる	13.4	18.0																																											
愛情を感じている人と暮らせる	14.9	14.0																																											
社会的信用や対等な関係が得られる	8.9	8.6																																											
経済的に余裕がもてる	8.4	21.0																																											
20	資料7	<table border="1"> <tr> <td>再婚</td> <td>女性は再婚禁止期間100日</td> </tr> </table> <p>削除</p>	再婚	女性は再婚禁止期間100日																																									
再婚	女性は再婚禁止期間100日																																												



訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)														
ページ	行																
20	TRY	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2022年 男女の婚姻適齢： 男18歳，女16歳 → 男女ともに18歳</li> </ul> <p>&lt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●改正について議論中 夫婦同姓 → 選択的夫婦別姓の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2022年 男女の婚姻適齢： 男18歳，女16歳 → 男女ともに18歳</li> </ul> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2024年 女性の再婚禁止期間： 100日 → 削除</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●改正について議論中 夫婦同姓 → 選択的夫婦別姓の導入</li> </ul>														
21	資料8	<p><b>8 民法の定める婚姻の条件</b></p> <table border="1"> <tr> <td>①婚姻適齢</td> <td>男女ともに満18歳になっていること(731条)</td> </tr> <tr> <td>②重婚の禁止</td> <td>すでに配偶者がいる者は重ねて婚姻することはできない(732条)</td> </tr> <tr> <td>③再婚禁止期間*の経過</td> <td>女性の場合，前の婚姻の解消または取消しの日から100日を経過していること(733条)</td> </tr> <tr> <td>④近親婚の禁止</td> <td>直系血族または3親等内の傍系血族の間や，直系血族の間では婚姻することができない(734，735条)</td> </tr> </table> <p>* 前の婚姻の解消または取消しの時に妊娠していなかった場合および，その後に出産した場合は適用されない。</p>	①婚姻適齢	男女ともに満18歳になっていること(731条)	②重婚の禁止	すでに配偶者がいる者は重ねて婚姻することはできない(732条)	③再婚禁止期間*の経過	女性の場合，前の婚姻の解消または取消しの日から100日を経過していること(733条)	④近親婚の禁止	直系血族または3親等内の傍系血族の間や，直系血族の間では婚姻することができない(734，735条)	<p><b>8 民法の定める婚姻の条件</b></p> <table border="1"> <tr> <td>①婚姻適齢</td> <td>男女ともに満18歳になっていること(731条)</td> </tr> <tr> <td>②重婚の禁止</td> <td>すでに配偶者がいる者は重ねて婚姻することはできない(732条)</td> </tr> <tr> <td>③近親婚の禁止</td> <td>直系血族または3親等内の傍系血族の間や，直系血族の間では婚姻することができない(734，735条)</td> </tr> </table> <p>* 婚姻を解消した女性の100日間の再婚禁止期間は廃止された。(令和6年4月1日施行)</p>	①婚姻適齢	男女ともに満18歳になっていること(731条)	②重婚の禁止	すでに配偶者がいる者は重ねて婚姻することはできない(732条)	③近親婚の禁止	直系血族または3親等内の傍系血族の間や，直系血族の間では婚姻することができない(734，735条)
①婚姻適齢	男女ともに満18歳になっていること(731条)																
②重婚の禁止	すでに配偶者がいる者は重ねて婚姻することはできない(732条)																
③再婚禁止期間*の経過	女性の場合，前の婚姻の解消または取消しの日から100日を経過していること(733条)																
④近親婚の禁止	直系血族または3親等内の傍系血族の間や，直系血族の間では婚姻することができない(734，735条)																
①婚姻適齢	男女ともに満18歳になっていること(731条)																
②重婚の禁止	すでに配偶者がいる者は重ねて婚姻することはできない(732条)																
③近親婚の禁止	直系血族または3親等内の傍系血族の間や，直系血族の間では婚姻することができない(734，735条)																
25	資料5	<p><b>5 平均初婚年齢の推移</b></p> <p>(歳)</p> <p>(厚生労働省「人口動態統計」より)</p>	<p><b>5 平均初婚年齢の推移</b></p> <p>(歳)</p> <p>(厚生労働省「人口動態統計」より)</p>														

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																																																																																
ページ	行																																																																																																		
26	資料6	<p><b>⑥ 夫婦共働き世帯の増加</b></p> <table border="1"> <caption>夫婦共働き世帯の増加 (万世帯)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>男性雇用者と無職の妻世帯</th> <th>共働き世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1980</td><td>1,114</td><td>614</td></tr> <tr><td>1985</td><td>952</td><td>722</td></tr> <tr><td>1990</td><td>897</td><td>823</td></tr> <tr><td>1995</td><td>955</td><td>942</td></tr> <tr><td>2000</td><td>942</td><td>988</td></tr> <tr><td>2005</td><td>863</td><td>1,012</td></tr> <tr><td>2010</td><td>797</td><td>1,120</td></tr> <tr><td>2015</td><td>692</td><td>1,240</td></tr> <tr><td>2020</td><td>571</td><td>1,240</td></tr> </tbody> </table> <p>(総務省「労働力調査」より)</p>	年	男性雇用者と無職の妻世帯	共働き世帯	1980	1,114	614	1985	952	722	1990	897	823	1995	955	942	2000	942	988	2005	863	1,012	2010	797	1,120	2015	692	1,240	2020	571	1,240	<p><b>⑥ 夫婦共働き世帯の増加</b></p> <table border="1"> <caption>夫婦共働き世帯の増加 (万世帯)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>男性雇用者と無職の妻世帯</th> <th>共働き世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1980</td><td>1,114</td><td>614</td></tr> <tr><td>1985</td><td>952</td><td>722</td></tr> <tr><td>1990</td><td>897</td><td>823</td></tr> <tr><td>1995</td><td>955</td><td>942</td></tr> <tr><td>2000</td><td>942</td><td>988</td></tr> <tr><td>2005</td><td>863</td><td>1,012</td></tr> <tr><td>2010</td><td>797</td><td>1,120</td></tr> <tr><td>2015</td><td>692</td><td>1,240</td></tr> <tr><td>2020</td><td>571</td><td>1,240</td></tr> <tr><td>2022</td><td>539</td><td>1,262</td></tr> </tbody> </table> <p>(総務省「労働力調査」より)</p>	年	男性雇用者と無職の妻世帯	共働き世帯	1980	1,114	614	1985	952	722	1990	897	823	1995	955	942	2000	942	988	2005	863	1,012	2010	797	1,120	2015	692	1,240	2020	571	1,240	2022	539	1,262																																	
年	男性雇用者と無職の妻世帯	共働き世帯																																																																																																	
1980	1,114	614																																																																																																	
1985	952	722																																																																																																	
1990	897	823																																																																																																	
1995	955	942																																																																																																	
2000	942	988																																																																																																	
2005	863	1,012																																																																																																	
2010	797	1,120																																																																																																	
2015	692	1,240																																																																																																	
2020	571	1,240																																																																																																	
年	男性雇用者と無職の妻世帯	共働き世帯																																																																																																	
1980	1,114	614																																																																																																	
1985	952	722																																																																																																	
1990	897	823																																																																																																	
1995	955	942																																																																																																	
2000	942	988																																																																																																	
2005	863	1,012																																																																																																	
2010	797	1,120																																																																																																	
2015	692	1,240																																																																																																	
2020	571	1,240																																																																																																	
2022	539	1,262																																																																																																	
26	資料8	<p><b>⑧ 性別役割分業についての意識の変化</b></p> <p>「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について</p> <table border="1"> <caption>性別役割分業についての意識の変化 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>賛成</th> <th>どちらかといえば賛成</th> <th>わからない</th> <th>どちらかといえば反対</th> <th>反対</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1979年</td><td>31.8</td><td>40.8</td><td>7.1</td><td>16.1</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>1992年</td><td>23.0</td><td>37.1</td><td>5.9</td><td>24.0</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>1997年</td><td>20.6</td><td>37.2</td><td>4.4</td><td>24.0</td><td>13.8</td></tr> <tr><td>2002年</td><td>14.8</td><td>32.1</td><td>6.1</td><td>27.0</td><td>20.0</td></tr> <tr><td>2007年</td><td>13.8</td><td>31.0</td><td>3.2</td><td>28.7</td><td>23.4</td></tr> <tr><td>2012年</td><td>12.9</td><td>38.7</td><td>3.3</td><td>27.9</td><td>17.2</td></tr> <tr><td>2019年</td><td>7.5</td><td>27.5</td><td>5.2</td><td>36.6</td><td>23.2</td></tr> </tbody> </table> <p>(調査対象：全国20歳以上の者) (%) (内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より)</p>	年	賛成	どちらかといえば賛成	わからない	どちらかといえば反対	反対	1979年	31.8	40.8	7.1	16.1	4.3	1992年	23.0	37.1	5.9	24.0	10.0	1997年	20.6	37.2	4.4	24.0	13.8	2002年	14.8	32.1	6.1	27.0	20.0	2007年	13.8	31.0	3.2	28.7	23.4	2012年	12.9	38.7	3.3	27.9	17.2	2019年	7.5	27.5	5.2	36.6	23.2	<p><b>⑧ 性別役割分業についての意識の変化</b></p> <p>「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について</p> <table border="1"> <caption>性別役割分業についての意識の変化 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>賛成</th> <th>どちらかといえば賛成</th> <th>わからない</th> <th>どちらかといえば反対</th> <th>反対</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1979年</td><td>31.8</td><td>40.8</td><td>7.1</td><td>16.1</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>1992年</td><td>23.0</td><td>37.1</td><td>5.9</td><td>24.0</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>1997年</td><td>20.6</td><td>37.2</td><td>4.4</td><td>24.0</td><td>13.8</td></tr> <tr><td>2002年</td><td>14.8</td><td>32.1</td><td>6.1</td><td>27.0</td><td>20.0</td></tr> <tr><td>2007年</td><td>13.8</td><td>31.0</td><td>3.2</td><td>28.7</td><td>23.4</td></tr> <tr><td>2012年</td><td>12.9</td><td>38.7</td><td>3.3</td><td>27.9</td><td>17.2</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>4.0</td><td>29.4</td><td>2.2</td><td>38.2</td><td>26.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(調査対象：全国20歳以上の者) (%) (内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より)</p>	年	賛成	どちらかといえば賛成	わからない	どちらかといえば反対	反対	1979年	31.8	40.8	7.1	16.1	4.3	1992年	23.0	37.1	5.9	24.0	10.0	1997年	20.6	37.2	4.4	24.0	13.8	2002年	14.8	32.1	6.1	27.0	20.0	2007年	13.8	31.0	3.2	28.7	23.4	2012年	12.9	38.7	3.3	27.9	17.2	2022年	4.0	29.4	2.2	38.2	26.1
年	賛成	どちらかといえば賛成	わからない	どちらかといえば反対	反対																																																																																														
1979年	31.8	40.8	7.1	16.1	4.3																																																																																														
1992年	23.0	37.1	5.9	24.0	10.0																																																																																														
1997年	20.6	37.2	4.4	24.0	13.8																																																																																														
2002年	14.8	32.1	6.1	27.0	20.0																																																																																														
2007年	13.8	31.0	3.2	28.7	23.4																																																																																														
2012年	12.9	38.7	3.3	27.9	17.2																																																																																														
2019年	7.5	27.5	5.2	36.6	23.2																																																																																														
年	賛成	どちらかといえば賛成	わからない	どちらかといえば反対	反対																																																																																														
1979年	31.8	40.8	7.1	16.1	4.3																																																																																														
1992年	23.0	37.1	5.9	24.0	10.0																																																																																														
1997年	20.6	37.2	4.4	24.0	13.8																																																																																														
2002年	14.8	32.1	6.1	27.0	20.0																																																																																														
2007年	13.8	31.0	3.2	28.7	23.4																																																																																														
2012年	12.9	38.7	3.3	27.9	17.2																																																																																														
2022年	4.0	29.4	2.2	38.2	26.1																																																																																														
43	column	<p>近年、発症は減少傾向だが、令和元年には78人の赤ちゃんが亡くなっている。</p> <p>削除</p>	<p>令和3年には81人の赤ちゃんが亡くなっている。原因は不明な点が多いが、次の</p>																																																																																																

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																
ページ	行																																		
46	TRY	<p><b>【理想の子ども数と実際の子ども数】</b>                      理想子ども数(総数) <b>2.32人</b>                      実際の子ども数 <b>1.68人</b></p> <p><b>【理想の子ども数をもたない理由*】</b>                      (上位5つ。複数回答)</p> <table border="1"> <tr><td>子育てや教育にお金がかかりすぎるから</td><td>76.5%</td></tr> <tr><td>自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから</td><td>17.6%</td></tr> <tr><td>家が狭いから</td><td>17.6%</td></tr> <tr><td>これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから</td><td>15.7%</td></tr> <tr><td>夫の家事・育児への協力が得られないから</td><td>11.8%</td></tr> </table> <p><small>*対象者：妻の年齢が30歳未満 (国立社会保障・人口問題研究所 「第15回出生動向基本調査」平成27年より)</small></p>	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	76.5%	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	17.6%	家が狭いから	17.6%	これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	15.7%	夫の家事・育児への協力が得られないから	11.8%	<p><b>【理想の子ども数と実際の子ども数】</b>                      理想子ども数(総数) <b>2.25人</b>                      実際の子ども数(妻45～49歳夫婦) <b>1.81人</b></p> <p><b>【理想の子ども数をもたない理由*】</b>                      (上位5つ。複数回答)</p> <table border="1"> <tr><td>子育てや教育にお金がかかりすぎるから</td><td>77.8%</td></tr> <tr><td>これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから</td><td>23.1%</td></tr> <tr><td>自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから</td><td>21.4%</td></tr> <tr><td>家が狭いから</td><td>21.4%</td></tr> <tr><td>高齢で生むのはいやだから</td><td>19.7%</td></tr> </table> <p><small>*対象者：妻の年齢が35歳未満 (国立社会保障・人口問題研究所 「第16回出生動向基本調査」2021年より)</small></p>	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	77.8%	これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	23.1%	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	21.4%	家が狭いから	21.4%	高齢で生むのはいやだから	19.7%												
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	76.5%																																		
自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	17.6%																																		
家が狭いから	17.6%																																		
これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	15.7%																																		
夫の家事・育児への協力が得られないから	11.8%																																		
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	77.8%																																		
これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	23.1%																																		
自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	21.4%																																		
家が狭いから	21.4%																																		
高齢で生むのはいやだから	19.7%																																		
46	資料1	<p><b>① 合計特殊出生率*1の推移と諸外国との比較</b></p> <p><small>*1一人の女性が一生に生む子どもの平均数。                      *2その年生まれの女性は気性が荒いという迷信のあった1966年の丙午(ひのえうま)の1.58を下回ったため、「1.57ショック」と呼ばれた。(厚生労働省「人口動態統計」より)</small></p> <p><b>【合計特殊出生率の比較(2020年)】</b></p> <table border="1"> <tr><td>日本</td><td>1.33</td><td>イギリス</td><td>1.58</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.64</td><td>ドイツ</td><td>1.53</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.82</td><td>イタリア</td><td>1.24</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>1.66</td><td>韓国</td><td>0.84</td></tr> </table> <p><small>*日本では、合計特殊出生率が2.07を下回ると、人口は減少に向かうとされている。 (内閣府「少子化社会対策白書」令和4年版より)</small></p>	日本	1.33	イギリス	1.58	アメリカ	1.64	ドイツ	1.53	フランス	1.82	イタリア	1.24	スウェーデン	1.66	韓国	0.84	<p><b>① 合計特殊出生率*1の推移と諸外国との比較</b></p> <p><small>*1一人の女性が一生に生む子どもの平均数。                      *2その年生まれの女性は気性が荒いという迷信のあった1966年の丙午(ひのえうま)の1.58を下回ったため、「1.57ショック」と呼ばれた。(厚生労働省「人口動態統計」より)</small></p> <p><b>【合計特殊出生率の比較(2022年)】</b></p> <table border="1"> <tr><td>日本</td><td>1.26</td><td>イギリス</td><td>1.58</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.64</td><td>ドイツ</td><td>1.53</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.82</td><td>イタリア</td><td>1.24</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>1.66</td><td>韓国</td><td>0.84</td></tr> </table> <p><small>*日本では、合計特殊出生率が2.07を下回ると、人口は減少に向かうとされている。                      *日本は2022年の数値(人口動態統計より)</small></p>	日本	1.26	イギリス	1.58	アメリカ	1.64	ドイツ	1.53	フランス	1.82	イタリア	1.24	スウェーデン	1.66	韓国	0.84
日本	1.33	イギリス	1.58																																
アメリカ	1.64	ドイツ	1.53																																
フランス	1.82	イタリア	1.24																																
スウェーデン	1.66	韓国	0.84																																
日本	1.26	イギリス	1.58																																
アメリカ	1.64	ドイツ	1.53																																
フランス	1.82	イタリア	1.24																																
スウェーデン	1.66	韓国	0.84																																

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																												
ページ	行																																														
47	資料2	<p><b>② 子どもを育てていて負担に思うことや悩み (上位10項目。複数回答)</b></p> <table border="1"> <caption>令和5年度教科書(旧) ② 子どもを育てていて負担に思うことや悩み (上位10項目。複数回答)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>子育ての出費がかさむ</td><td>42.0</td></tr> <tr><td>自分の自由な時間がもてない</td><td>31.7</td></tr> <tr><td>子育てによる身体の疲れが大きい</td><td>26.6</td></tr> <tr><td>気持ちに余裕をもって子どもに接することができない</td><td>25.0</td></tr> <tr><td>子どもと過ごす時間が十分に作れない</td><td>24.2</td></tr> <tr><td>仕事や家事が十分にできない</td><td>20.5</td></tr> <tr><td>子どもの病気などのときに仕事を休みづらい</td><td>15.7</td></tr> <tr><td>子どもを一時的にあずけたいときにあずけ先がない</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>子どもについてまわりの目や評価が気になる</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>しつけのしかたが家庭内で一致していない</td><td>9.4</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成22年出生児の親の回答。 (厚生労働省「第7回21世紀出生児縦断調査」平成29年より)</p>	項目	割合 (%)	子育ての出費がかさむ	42.0	自分の自由な時間がもてない	31.7	子育てによる身体の疲れが大きい	26.6	気持ちに余裕をもって子どもに接することができない	25.0	子どもと過ごす時間が十分に作れない	24.2	仕事や家事が十分にできない	20.5	子どもの病気などのときに仕事を休みづらい	15.7	子どもを一時的にあずけたいときにあずけ先がない	9.5	子どもについてまわりの目や評価が気になる	9.5	しつけのしかたが家庭内で一致していない	9.4	<p><b>② 子どもを育てていて負担に思うことや悩み (上位10項目。複数回答)</b></p> <table border="1"> <caption>令和6年度教科書(新) ② 子どもを育てていて負担に思うことや悩み (上位10項目。複数回答)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>子育ての出費がかさむ</td><td>42.7</td></tr> <tr><td>子どもと過ごす時間が十分に作れない</td><td>22.2</td></tr> <tr><td>自分の自由な時間がもてない</td><td>16.6</td></tr> <tr><td>子育てによる身体の疲れが大きい</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>気持ちに余裕をもって子どもに接することができない</td><td>13.9</td></tr> <tr><td>仕事や家事が十分にできない</td><td>10.4</td></tr> <tr><td>子どもの病気などのときに仕事を休みづらい</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>しつけのしかたが家庭内で一致していない</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>子どもについてまわりの目や評価が気になる</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>しつけのしかたがわからない</td><td>5.7</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成22年出生児の親の回答。 (厚生労働省「第12回21世紀出生児縦断調査」令和4年より)</p>	項目	割合 (%)	子育ての出費がかさむ	42.7	子どもと過ごす時間が十分に作れない	22.2	自分の自由な時間がもてない	16.6	子育てによる身体の疲れが大きい	14.3	気持ちに余裕をもって子どもに接することができない	13.9	仕事や家事が十分にできない	10.4	子どもの病気などのときに仕事を休みづらい	9.5	しつけのしかたが家庭内で一致していない	8.4	子どもについてまわりの目や評価が気になる	7.3	しつけのしかたがわからない	5.7
項目	割合 (%)																																														
子育ての出費がかさむ	42.0																																														
自分の自由な時間がもてない	31.7																																														
子育てによる身体の疲れが大きい	26.6																																														
気持ちに余裕をもって子どもに接することができない	25.0																																														
子どもと過ごす時間が十分に作れない	24.2																																														
仕事や家事が十分にできない	20.5																																														
子どもの病気などのときに仕事を休みづらい	15.7																																														
子どもを一時的にあずけたいときにあずけ先がない	9.5																																														
子どもについてまわりの目や評価が気になる	9.5																																														
しつけのしかたが家庭内で一致していない	9.4																																														
項目	割合 (%)																																														
子育ての出費がかさむ	42.7																																														
子どもと過ごす時間が十分に作れない	22.2																																														
自分の自由な時間がもてない	16.6																																														
子育てによる身体の疲れが大きい	14.3																																														
気持ちに余裕をもって子どもに接することができない	13.9																																														
仕事や家事が十分にできない	10.4																																														
子どもの病気などのときに仕事を休みづらい	9.5																																														
しつけのしかたが家庭内で一致していない	8.4																																														
子どもについてまわりの目や評価が気になる	7.3																																														
しつけのしかたがわからない	5.7																																														
47	column	<p><b>● 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移</b></p> <table border="1"> <caption>児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1990</td><td>1,101</td></tr> <tr><td>1995</td><td>2,722</td></tr> <tr><td>2000</td><td>17,725</td></tr> <tr><td>2005</td><td>34,472</td></tr> <tr><td>2010</td><td>56,384</td></tr> <tr><td>2015</td><td>103,286</td></tr> <tr><td>2021</td><td>205,044</td></tr> </tbody> </table> <p>※2010年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値 (グラフはすべて、厚生労働省「福祉行政報告例」より)</p>	年度	件数 (件)	1990	1,101	1995	2,722	2000	17,725	2005	34,472	2010	56,384	2015	103,286	2021	205,044	<p><b>● 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移</b></p> <table border="1"> <caption>児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1990</td><td>1,101</td></tr> <tr><td>1995</td><td>2,722</td></tr> <tr><td>2000</td><td>17,725</td></tr> <tr><td>2005</td><td>34,472</td></tr> <tr><td>2010</td><td>56,384</td></tr> <tr><td>2015</td><td>103,286</td></tr> <tr><td>2021</td><td>207,660</td></tr> </tbody> </table> <p>※2010年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値 (グラフはすべて、厚生労働省「福祉行政報告例」より)</p>	年度	件数 (件)	1990	1,101	1995	2,722	2000	17,725	2005	34,472	2010	56,384	2015	103,286	2021	207,660												
年度	件数 (件)																																														
1990	1,101																																														
1995	2,722																																														
2000	17,725																																														
2005	34,472																																														
2010	56,384																																														
2015	103,286																																														
2021	205,044																																														
年度	件数 (件)																																														
1990	1,101																																														
1995	2,722																																														
2000	17,725																																														
2005	34,472																																														
2010	56,384																																														
2015	103,286																																														
2021	207,660																																														

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
47	column	<p>●児童相談所における児童虐待相談の種類と虐待者の内訳(2020年度)</p> <p>●相談の種類</p> <p>●虐待者の内訳</p>	<p>●児童相談所における児童虐待相談の種類と虐待者の内訳(2021年度)</p> <p>●相談の種類</p> <p>●虐待者の内訳</p>
48	9~17	<p>が成立(2012年), これにもとづき, 2015年4月に<u>子ども・子育て支援新制度</u><sup>③</sup>が始まった。この新制度では, 幼児期の学校教育や保育, 地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めている。また, 働きながらの子育てがしやすいように環境を整え, 離職の防止, 就労の継続, 女性の活躍などを推進する企業を支援する「<u>仕事・子育て両立支援事業</u>」<sup>②</sup>も創設された。2019年10月より, 政府は, 子育て家庭の負担軽減のため, <u>幼児教育・保育の無償化</u>を開始した。<u>利用する施設や子どもの年齢などによって異なるが, 利用料が無料となる。</u></p>	<p>が成立し(2012年), 2015年4月には<u>子ども・子育て支援新制度</u><sup>③</sup>が始まった。新制度では, 幼児期の学校教育や保育, 地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めている。また, 働きながらの子育てがしやすいように環境を整え, 離職の防止, 就労の継続, 女性の活躍などを推進する企業を支援する「<u>仕事・子育て両立支援事業</u>」<sup>②</sup>も創設された。2019年10月より, 政府は, 子育て家庭の負担軽減のため, <u>幼児教育・保育の無償化</u><sup>③</sup>を開始した。2023年<u>こども基本法</u>の施行とともに<u>こども家庭庁</u>が創設され, 政策が推進されている。</p>
	資料3 側注	<p style="text-align: right;">21番</p>	<p>③ 利用する施設や子どもの年齢などによって異なるが, 利用料が無料となる。</p>

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																
ページ	行																		
49	11 側注 ③	<p>る③ので、</p> <p>③ 保育サービスの例</p>	<p>る④ので、</p> <p>④ 保育サービスの例</p>																
49	資料 10	<p>⑤ 保育所, 幼稚園, 認定こども園, 地域型保育</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>保育所</td> <td>幼稚園</td> <td>認定こども園*1</td> </tr> <tr> <td>所管</td> <td>厚生労働省</td> <td>文部科学省</td> <td>内閣府・文部科学省・厚生労働省</td> </tr> </table>		保育所	幼稚園	認定こども園*1	所管	厚生労働省	文部科学省	内閣府・文部科学省・厚生労働省	<p>⑤ 保育所, 幼稚園, 認定こども園, 地域型保育</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>保育所</td> <td>幼稚園</td> <td>認定こども園*1</td> </tr> <tr> <td>所管</td> <td>こども家庭庁</td> <td>文部科学省</td> <td>こども家庭庁・文部科学省</td> </tr> </table>		保育所	幼稚園	認定こども園*1	所管	こども家庭庁	文部科学省	こども家庭庁・文部科学省
	保育所	幼稚園	認定こども園*1																
所管	厚生労働省	文部科学省	内閣府・文部科学省・厚生労働省																
	保育所	幼稚園	認定こども園*1																
所管	こども家庭庁	文部科学省	こども家庭庁・文部科学省																
51	子どもの貧困	<p>子どもを取り巻く問題として、経済格差が指摘されている。2018年の日本の相対的貧困率*は15.7%、子どもの貧困率は14.0%である(厚生労働省「国民生活基礎調査」2019年より)。親の経済状況は子</p>	<p>子どもを取り巻く問題として、経済格差が指摘されている。2021年の日本の相対的貧困率*は15.4%、子どもの貧困率は11.5%である(厚生労働省「国民生活基礎調査」2022年より)。親の経済状況は子</p>																
51	こども食堂	<p>でき、多世代が交流するコミュニティの場にもなる。2020年現在、全国に約5,000か所が開かれているという(NPO法人 全国こども食</p>	<p>でき、多世代が交流するコミュニティの場にもなる。2022年現在、全国に約7,500か所が開かれているという(NPO法人 全国こども食</p>																
52	鳥の目 本文	<p><b>日本の父親の育児休業取得率は約14%</b> 日本では育児休業の制度が1992年から施行され、休業前賃金の67%の給付、社会保険料の免除などの補助を受けられる。父親と母親のどちらでも受けられる制度だが、父親の育児休業取得率は13.97%と非常に低い。国や企業では父親が育児休業を取得しやすくするための取り組みが行われている。2022年施行の改正育児・介護休業法により、育児休業とは別に子の出生後8週間以内に4週間まで出生時育児休業(産後パパ育休)を取得する権利が保障された。</p>	<p><b>日本の父親の育児休業取得率は約17%</b> 日本では育児休業の制度が1992年から施行され、休業前賃金の67%の給付、社会保険料の免除などの補助を受けられる。父親と母親のどちらでも受けられる制度だが、父親の育児休業取得率は17.13%と非常に低い。国や企業では父親が育児休業を取得しやすくするための取り組みが行われている。2022年施行の改正育児・介護休業法により、育児休業とは別に子の出生後8週間以内に4週間まで出生時育児休業(産後パパ育休)を取得する権利が保障された。</p>																

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
52	鳥の目グラフ	<p>日本の育児休業取得率*</p>	<p>日本の育児休業取得率*</p>
56	資料5	<p><b>5 高齢者の日常生活に影響のある者の割合</b></p> <p>現在、健康上の問題で、日常生活動作、外出、仕事、家事、学業、運動などに影響のある者(入院者を除く)の数(人口千対)</p> <p>(厚生労働省「国民生活基礎調査」令和元年より)</p>	<p><b>5 高齢者の日常生活に影響のある者の割合</b></p> <p>現在、健康上の問題で、日常生活動作、外出、仕事、家事、学業、運動などに影響のある者(入院者を除く)の数(人口千対)</p> <p>(厚生労働省「国民生活基礎調査」令和4年より)</p>
56	資料6側注  資料6出典	<p>平均寿命と健康寿命には差があるため、政府は、健康寿命をのばす目標を掲げている。日本は世界的な長寿国で、100歳以上の高齢者は、<u>80,450人</u>に上り、過去最多となっている(2020年9月時点)。</p> <p>(WHO「World Health Statistics2021」より)</p>	<p>平均寿命と健康寿命には差があるため、政府は、健康寿命をのばす目標を掲げている。日本は世界的な長寿国で、100歳以上の高齢者は、<u>90,526人</u>に上り、過去最多となっている(2022年9月時点)。</p> <p>(WHO「World Health Statistics2022」より)</p>



訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
57	column 4	<p>了すると、<u>オレンジリング(ブレスレット)</u>が渡される。認知症サポーターは、認知症カフェの開催や運営の手伝いを行ったり、自治体と協働して、声かけや見</p>	<p>了すると、<u>認知症サポーターカードやオレンジリングなど</u>が渡される。認知症サポーターは、認知症カフェの開催や運営の手伝いを行ったり、自治体と協働して、</p>
58	資料9	<p><b>9 生きがいを感じている人の割合</b></p> <p>(調査対象:全国60歳以上の男女) (内閣府「令和3年度高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」より)</p>	<p><b>9 生きがいを感じている人の割合</b></p> <p>(調査対象:全国60歳以上の男女) (内閣府「令和4年 高齢者の健康に関する調査」より)</p>
58	資料11	<p><b>11 高齢者世帯の所得の構成割合</b></p> <p>(厚生労働省「2021年国民生活基礎調査」より)</p>	<p><b>11 高齢者世帯の所得の構成割合</b></p> <p>(厚生労働省「2022年国民生活基礎調査」より)</p>

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
60	資料1	<p><b>① 世界の高齢化の推移と将来予測</b></p> <p>(%)</p> <p>— アメリカ — 中国 — インド — ● 日本 ● 世界全体</p> <p>1950 60 70 80 90 2000 10 20 30 40 50 (年)</p> <p>(総務省統計局「世界の統計2021」より)</p>	<p><b>① 世界の高齢化の推移と将来予測</b></p> <p>(%)</p> <p>— アメリカ — 中国 — インド — ● 日本 ● 世界全体</p> <p>1950 60 70 80 90 2000 10 20 30 40 50 60 (年)</p> <p>内閣府「令和4年版高齢社会白書」United Nations 「World Population Prospects2022」より作成</p>
60	資料3	<p><b>③ 日本の平均寿命の推移</b></p> <p>(歳)</p> <p>81.47歳 87.57歳</p> <p>65.32歳 70.19歳</p> <p>1960 65 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 2021(年)</p> <p>■ 男 ■ 女</p> <p>(厚生労働省「令和3年簡易生命表」より)</p>	<p><b>③ 日本の平均寿命の推移</b></p> <p>(歳)</p> <p>81.05歳 87.09歳</p> <p>65.32歳 70.19歳</p> <p>1960 65 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 22(年)</p> <p>■ 男 ■ 女</p> <p>(厚生労働省「令和4年簡易生命表」より)</p>
61	資料4	<p><b>④ おもな介護者の年齢階級</b></p> <p>■ 40歳未満 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60～69歳 ■ 70～79歳 ■ 80歳以上 ■ 不詳</p> <p>男 2.5 6.2 18.8 28.5 21.1 22.8 0.0</p> <p>女 0.9 5.3 20.1 31.8 29.4 12.6 0.0</p> <p>0 20 40 60 80 100 (%)</p> <p>(厚生労働省「国民生活基礎調査」令和元年より)</p>	<p><b>④ おもな介護者の年齢階級</b></p> <p>■ 40歳未満 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60～69歳 ■ 70～79歳 ■ 80歳以上 ■ 不詳</p> <p>男 1.4 5.8 21.8 29.9 20.0 21.0 0.0</p> <p>女 1.4 5.4 21.4 32.4 26.7 12.3 0.0</p> <p>0 20 40 60 80 100 (%)</p> <p>(厚生労働省「国民生活基礎調査」令和4年より)</p>

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																																												
ページ	行																																																														
61	資料5	<p><b>⑤ 養護者(家族介護者等)による高齢者虐待の判断件数</b></p> <p>(厚生労働省「令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」より)</p>	<p><b>⑤ 養護者(家族介護者等)による高齢者虐待の判断件数</b></p> <p>(厚生労働省「令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」より)</p>																																																												
61	14	<p>高齢者の<u>一人暮らし</u>が増えて家族とのつきあいや、</p>	<p>高齢者の<u>ひとり暮らし</u>が増えて家族とのつきあいや、</p>																																																												
61	資料7	<p><b>⑦ ひとり暮らしの高齢者が不安に思うこと(上位10位,複数回答)</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1</td><td>健康や病気のこと</td><td>58.9%</td></tr> <tr><td>2</td><td>寝たきりやからだの不自由になり介護が必要な状態になること</td><td>42.6%</td></tr> <tr><td>3</td><td>自然災害(地震・洪水など)</td><td>29.1%</td></tr> <tr><td>4</td><td>生活のための収入のこと</td><td>18.2%</td></tr> <tr><td>5</td><td>頼れる人がいなくなること</td><td>13.6%</td></tr> <tr><td>6</td><td>社会のしくみ(法律, 社会保障, 金融制度)が大きく変わってしまうこと</td><td>12.6%</td></tr> <tr><td>7</td><td>だまされたり, 犯罪に巻き込まれたりすること</td><td>10.3%</td></tr> <tr><td>8</td><td>家業, 家屋, 土地・田畑などの財産や, 先祖や自分のお墓の管理・相続のこと</td><td>8.0%</td></tr> <tr><td>9</td><td>住まいに関すること</td><td>7.6%</td></tr> <tr><td>10</td><td>子や孫などの将来</td><td>6.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>(内閣府「一人暮らしの高齢者に関する意識調査」平成26年度より)</p>	1	健康や病気のこと	58.9%	2	寝たきりやからだの不自由になり介護が必要な状態になること	42.6%	3	自然災害(地震・洪水など)	29.1%	4	生活のための収入のこと	18.2%	5	頼れる人がいなくなること	13.6%	6	社会のしくみ(法律, 社会保障, 金融制度)が大きく変わってしまうこと	12.6%	7	だまされたり, 犯罪に巻き込まれたりすること	10.3%	8	家業, 家屋, 土地・田畑などの財産や, 先祖や自分のお墓の管理・相続のこと	8.0%	9	住まいに関すること	7.6%	10	子や孫などの将来	6.6%	<p><b>⑦ ひとり暮らしの高齢者が不安に思うこと(上位10位,複数回答)</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1</td><td>自分や配偶者の健康や病気のこと</td><td>70.3%</td></tr> <tr><td>2</td><td>自分や配偶者が介護が必要な状態になること</td><td>60.3%</td></tr> <tr><td>3</td><td>生活のための収入のこと</td><td>31.9%</td></tr> <tr><td>4</td><td>子どもや孫などの将来</td><td>29.7%</td></tr> <tr><td>5</td><td>家業や土地, お墓などの管理や相続のこと</td><td>22.8%</td></tr> <tr><td>6</td><td>頼れる人がいなくなり一人になること</td><td>20.5%</td></tr> <tr><td>7</td><td>社会の仕組みが大きく変わってしまうこと</td><td>17.4%</td></tr> <tr><td>8</td><td>だまされたり犯罪に巻き込まれて財産を失うこと</td><td>8.1%</td></tr> <tr><td>9</td><td>親やきょうだいなどの世話</td><td>8.0%</td></tr> <tr><td>10</td><td>家族との人間関係</td><td>7.2%</td></tr> </tbody> </table> <p>(内閣府「令和3年度 高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」より)</p>	1	自分や配偶者の健康や病気のこと	70.3%	2	自分や配偶者が介護が必要な状態になること	60.3%	3	生活のための収入のこと	31.9%	4	子どもや孫などの将来	29.7%	5	家業や土地, お墓などの管理や相続のこと	22.8%	6	頼れる人がいなくなり一人になること	20.5%	7	社会の仕組みが大きく変わってしまうこと	17.4%	8	だまされたり犯罪に巻き込まれて財産を失うこと	8.1%	9	親やきょうだいなどの世話	8.0%	10	家族との人間関係	7.2%
1	健康や病気のこと	58.9%																																																													
2	寝たきりやからだの不自由になり介護が必要な状態になること	42.6%																																																													
3	自然災害(地震・洪水など)	29.1%																																																													
4	生活のための収入のこと	18.2%																																																													
5	頼れる人がいなくなること	13.6%																																																													
6	社会のしくみ(法律, 社会保障, 金融制度)が大きく変わってしまうこと	12.6%																																																													
7	だまされたり, 犯罪に巻き込まれたりすること	10.3%																																																													
8	家業, 家屋, 土地・田畑などの財産や, 先祖や自分のお墓の管理・相続のこと	8.0%																																																													
9	住まいに関すること	7.6%																																																													
10	子や孫などの将来	6.6%																																																													
1	自分や配偶者の健康や病気のこと	70.3%																																																													
2	自分や配偶者が介護が必要な状態になること	60.3%																																																													
3	生活のための収入のこと	31.9%																																																													
4	子どもや孫などの将来	29.7%																																																													
5	家業や土地, お墓などの管理や相続のこと	22.8%																																																													
6	頼れる人がいなくなり一人になること	20.5%																																																													
7	社会の仕組みが大きく変わってしまうこと	17.4%																																																													
8	だまされたり犯罪に巻き込まれて財産を失うこと	8.1%																																																													
9	親やきょうだいなどの世話	8.0%																																																													
10	家族との人間関係	7.2%																																																													

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																												
ページ	行																																														
71	資料3	<p><b>③ ボランティア活動に参加した分野</b> (複数回答/2018年ボランティア参加者)</p> <table border="1"> <tr><td>まちづくり・まちおこし</td><td>29.9%</td></tr> <tr><td>子ども・青少年育成</td><td>24.1%</td></tr> <tr><td>地域安全</td><td>23.3%</td></tr> <tr><td>自然・環境保全</td><td>18.7%</td></tr> <tr><td>保健・医療・福祉</td><td>17.0%</td></tr> <tr><td>芸術・文化・スポーツ</td><td>16.8%</td></tr> <tr><td>災害救助支援</td><td>11.8%</td></tr> <tr><td>教育・研究</td><td>8.7%</td></tr> <tr><td>国際協力・交流</td><td>3.5%</td></tr> <tr><td>人権・平和</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11.6%</td></tr> </table> <p>(内閣府「市民の社会貢献に関する実態調査報告書」令和元年度より)</p>	まちづくり・まちおこし	29.9%	子ども・青少年育成	24.1%	地域安全	23.3%	自然・環境保全	18.7%	保健・医療・福祉	17.0%	芸術・文化・スポーツ	16.8%	災害救助支援	11.8%	教育・研究	8.7%	国際協力・交流	3.5%	人権・平和	2.5%	その他	11.6%	<p><b>③ ボランティア活動に参加した分野</b> (複数回答/2021年ボランティア参加者)</p> <table border="1"> <tr><td>まちづくり・まちおこし</td><td>25.6%</td></tr> <tr><td>子ども・青少年育成</td><td>25.0%</td></tr> <tr><td>地域安全</td><td>22.1%</td></tr> <tr><td>保健・医療・福祉</td><td>19.5%</td></tr> <tr><td>自然・環境保全</td><td>17.7%</td></tr> <tr><td>芸術・文化・スポーツ</td><td>17.3%</td></tr> <tr><td>教育・研究</td><td>9.8%</td></tr> <tr><td>国際協力・交流</td><td>7.4%</td></tr> <tr><td>災害救助支援</td><td>7.0%</td></tr> <tr><td>人権・平和</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12.9%</td></tr> </table> <p>(内閣府「市民の社会貢献に関する実態調査報告書」令和4年度より)</p>	まちづくり・まちおこし	25.6%	子ども・青少年育成	25.0%	地域安全	22.1%	保健・医療・福祉	19.5%	自然・環境保全	17.7%	芸術・文化・スポーツ	17.3%	教育・研究	9.8%	国際協力・交流	7.4%	災害救助支援	7.0%	人権・平和	3.7%	その他	12.9%
まちづくり・まちおこし	29.9%																																														
子ども・青少年育成	24.1%																																														
地域安全	23.3%																																														
自然・環境保全	18.7%																																														
保健・医療・福祉	17.0%																																														
芸術・文化・スポーツ	16.8%																																														
災害救助支援	11.8%																																														
教育・研究	8.7%																																														
国際協力・交流	3.5%																																														
人権・平和	2.5%																																														
その他	11.6%																																														
まちづくり・まちおこし	25.6%																																														
子ども・青少年育成	25.0%																																														
地域安全	22.1%																																														
保健・医療・福祉	19.5%																																														
自然・環境保全	17.7%																																														
芸術・文化・スポーツ	17.3%																																														
教育・研究	9.8%																																														
国際協力・交流	7.4%																																														
災害救助支援	7.0%																																														
人権・平和	3.7%																																														
その他	12.9%																																														
71	TRY	<p><b>● ボランティア活動経験の有無</b> (20歳以上)</p> <p>したことがある 17.0%</p> <p>したことがない 83.0%</p> <p><b>● ボランティア活動に参加した目的</b> (20歳以上/複数回答)</p> <table border="1"> <tr><td>社会の役に立ちたいと思ったから</td><td>54.5%</td></tr> <tr><td>活動を通じて自己啓発や成長につながると思うため</td><td>32.0%</td></tr> <tr><td>自分や家族が関係している活動への支援</td><td>26.4%</td></tr> <tr><td>職場の取組の一環として</td><td>16.1%</td></tr> <tr><td>知人や同僚等からの勧め</td><td>11.7%</td></tr> <tr><td>自分が抱えている社会問題の解決に必要だから</td><td>6.6%</td></tr> <tr><td>社会的に評価されるため</td><td>2.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>10.9%</td></tr> </table> <p>(内閣府「市民の社会貢献に関する実態調査報告書」令和元年度より)</p>	社会の役に立ちたいと思ったから	54.5%	活動を通じて自己啓発や成長につながると思うため	32.0%	自分や家族が関係している活動への支援	26.4%	職場の取組の一環として	16.1%	知人や同僚等からの勧め	11.7%	自分が抱えている社会問題の解決に必要だから	6.6%	社会的に評価されるため	2.4%	その他	10.9%	<p><b>● ボランティア活動経験の有無</b> (20歳以上)</p> <p>したことがある 17.4%</p> <p>したことがない 82.6%</p> <p><b>● ボランティア活動に参加した目的</b> (20歳以上/複数回答)</p> <table border="1"> <tr><td>社会の役に立ちたいと思ったから</td><td>59.1%</td></tr> <tr><td>活動を通じて自己啓発や成長につながると思うため</td><td>34.3%</td></tr> <tr><td>自分や家族が関係している活動への支援</td><td>25.4%</td></tr> <tr><td>職場の取組の一環として</td><td>11.4%</td></tr> <tr><td>知人や同僚等からの勧め</td><td>11.4%</td></tr> <tr><td>自分が抱えている社会問題の解決に必要だから</td><td>6.7%</td></tr> <tr><td>社会的に評価されるため</td><td>1.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12.3%</td></tr> </table> <p>(内閣府「市民の社会貢献に関する実態調査報告書」令和4年度より)</p>	社会の役に立ちたいと思ったから	59.1%	活動を通じて自己啓発や成長につながると思うため	34.3%	自分や家族が関係している活動への支援	25.4%	職場の取組の一環として	11.4%	知人や同僚等からの勧め	11.4%	自分が抱えている社会問題の解決に必要だから	6.7%	社会的に評価されるため	1.9%	その他	12.3%												
社会の役に立ちたいと思ったから	54.5%																																														
活動を通じて自己啓発や成長につながると思うため	32.0%																																														
自分や家族が関係している活動への支援	26.4%																																														
職場の取組の一環として	16.1%																																														
知人や同僚等からの勧め	11.7%																																														
自分が抱えている社会問題の解決に必要だから	6.6%																																														
社会的に評価されるため	2.4%																																														
その他	10.9%																																														
社会の役に立ちたいと思ったから	59.1%																																														
活動を通じて自己啓発や成長につながると思うため	34.3%																																														
自分や家族が関係している活動への支援	25.4%																																														
職場の取組の一環として	11.4%																																														
知人や同僚等からの勧め	11.4%																																														
自分が抱えている社会問題の解決に必要だから	6.7%																																														
社会的に評価されるため	1.9%																																														
その他	12.3%																																														

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																																																																																																																																																																																																																								
ページ	行																																																																																																																																																																																																																																										
73	鳥の目表	<p>World Giving Index 2021 上位10位と日本(全114カ国中)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国名</th> <th colspan="2">総合</th> <th colspan="2">人助け</th> <th colspan="2">寄付</th> <th colspan="2">ボランティア</th> </tr> <tr> <th>順位</th> <th>評価点</th> <th>順位</th> <th>評価点</th> <th>順位</th> <th>評価点</th> <th>順位</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>インドネシア</td><td>1</td><td>69%</td><td>26</td><td>65%</td><td>1</td><td>83%</td><td>1</td><td>60%</td></tr> <tr><td>ケニア</td><td>2</td><td>58%</td><td>6</td><td>76%</td><td>13</td><td>49%</td><td>3</td><td>49%</td></tr> <tr><td>ナイジェリア</td><td>3</td><td>52%</td><td>1</td><td>82%</td><td>46</td><td>33%</td><td>4</td><td>42%</td></tr> <tr><td>ミャンマー</td><td>4</td><td>51%</td><td>76</td><td>51%</td><td>2</td><td>71%</td><td>13</td><td>31%</td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td>5</td><td>49%</td><td>56</td><td>57%</td><td>3</td><td>61%</td><td>14</td><td>30%</td></tr> <tr><td>ガーナ</td><td>6</td><td>47%</td><td>25</td><td>65%</td><td>26</td><td>44%</td><td>10</td><td>32%</td></tr> <tr><td>ニュージーランド</td><td>7</td><td>47%</td><td>66</td><td>56%</td><td>9</td><td>51%</td><td>8</td><td>34%</td></tr> <tr><td>ウガンダ</td><td>8</td><td>46%</td><td>7</td><td>75%</td><td>48</td><td>32%</td><td>11</td><td>31%</td></tr> <tr><td>コンボ</td><td>9</td><td>46%</td><td>15</td><td>68%</td><td>5</td><td>59%</td><td>97</td><td>10%</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>10</td><td>46%</td><td>44</td><td>60%</td><td>4</td><td>60%</td><td>58</td><td>17%</td></tr> <tr><td>日本</td><td>114</td><td>12%</td><td>114</td><td>12%</td><td>107</td><td>12%</td><td>91</td><td>12%</td></tr> </tbody> </table> <p>は114か国中最下位である。</p>	国名	総合		人助け		寄付		ボランティア		順位	評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位	評価点	インドネシア	1	69%	26	65%	1	83%	1	60%	ケニア	2	58%	6	76%	13	49%	3	49%	ナイジェリア	3	52%	1	82%	46	33%	4	42%	ミャンマー	4	51%	76	51%	2	71%	13	31%	オーストラリア	5	49%	56	57%	3	61%	14	30%	ガーナ	6	47%	25	65%	26	44%	10	32%	ニュージーランド	7	47%	66	56%	9	51%	8	34%	ウガンダ	8	46%	7	75%	48	32%	11	31%	コンボ	9	46%	15	68%	5	59%	97	10%	タイ	10	46%	44	60%	4	60%	58	17%	日本	114	12%	114	12%	107	12%	91	12%	<p>World Giving Index 2022 上位10位と日本(全119カ国中)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国名</th> <th colspan="2">総合</th> <th colspan="2">人助け</th> <th colspan="2">寄付</th> <th colspan="2">ボランティア</th> </tr> <tr> <th>順位</th> <th>評価点</th> <th>順位</th> <th>評価点</th> <th>順位</th> <th>評価点</th> <th>順位</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>インドネシア</td><td>1</td><td>68%</td><td>76</td><td>58%</td><td>1</td><td>84%</td><td>1</td><td>63%</td></tr> <tr><td>ケニア</td><td>2</td><td>61%</td><td>7</td><td>77%</td><td>20</td><td>55%</td><td>2</td><td>52%</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>3</td><td>59%</td><td>4</td><td>80%</td><td>9</td><td>61%</td><td>7</td><td>37%</td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td>4</td><td>55%</td><td>34</td><td>69%</td><td>6</td><td>64%</td><td>20</td><td>33%</td></tr> <tr><td>ニュージーランド</td><td>5</td><td>54%</td><td>46</td><td>66%</td><td>10</td><td>61%</td><td>14</td><td>34%</td></tr> <tr><td>ミャンマー</td><td>6</td><td>52%</td><td>83</td><td>55%</td><td>2</td><td>73%</td><td>36</td><td>28%</td></tr> <tr><td>シエラレオネ</td><td>7</td><td>51%</td><td>1</td><td>83%</td><td>76</td><td>27%</td><td>3</td><td>44%</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>8</td><td>51%</td><td>50</td><td>65%</td><td>13</td><td>59%</td><td>33</td><td>29%</td></tr> <tr><td>ザンビア</td><td>9</td><td>50%</td><td>18</td><td>74%</td><td>53</td><td>35%</td><td>4</td><td>43%</td></tr> <tr><td>ウクライナ</td><td>10</td><td>49%</td><td>13</td><td>75%</td><td>29</td><td>47%</td><td>54</td><td>24%</td></tr> <tr><td>日本</td><td>118</td><td>20%</td><td>118</td><td>24%</td><td>103</td><td>18%</td><td>83</td><td>17%</td></tr> </tbody> </table> <p>は119か国中118位である。</p>	国名	総合		人助け		寄付		ボランティア		順位	評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位	評価点	インドネシア	1	68%	76	58%	1	84%	1	63%	ケニア	2	61%	7	77%	20	55%	2	52%	アメリカ	3	59%	4	80%	9	61%	7	37%	オーストラリア	4	55%	34	69%	6	64%	20	33%	ニュージーランド	5	54%	46	66%	10	61%	14	34%	ミャンマー	6	52%	83	55%	2	73%	36	28%	シエラレオネ	7	51%	1	83%	76	27%	3	44%	カナダ	8	51%	50	65%	13	59%	33	29%	ザンビア	9	50%	18	74%	53	35%	4	43%	ウクライナ	10	49%	13	75%	29	47%	54	24%	日本	118	20%	118	24%	103	18%	83	17%
	国名	総合		人助け		寄付		ボランティア																																																																																																																																																																																																																																			
順位		評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位	評価点																																																																																																																																																																																																																																			
インドネシア	1	69%	26	65%	1	83%	1	60%																																																																																																																																																																																																																																			
ケニア	2	58%	6	76%	13	49%	3	49%																																																																																																																																																																																																																																			
ナイジェリア	3	52%	1	82%	46	33%	4	42%																																																																																																																																																																																																																																			
ミャンマー	4	51%	76	51%	2	71%	13	31%																																																																																																																																																																																																																																			
オーストラリア	5	49%	56	57%	3	61%	14	30%																																																																																																																																																																																																																																			
ガーナ	6	47%	25	65%	26	44%	10	32%																																																																																																																																																																																																																																			
ニュージーランド	7	47%	66	56%	9	51%	8	34%																																																																																																																																																																																																																																			
ウガンダ	8	46%	7	75%	48	32%	11	31%																																																																																																																																																																																																																																			
コンボ	9	46%	15	68%	5	59%	97	10%																																																																																																																																																																																																																																			
タイ	10	46%	44	60%	4	60%	58	17%																																																																																																																																																																																																																																			
日本	114	12%	114	12%	107	12%	91	12%																																																																																																																																																																																																																																			
国名	総合		人助け		寄付		ボランティア																																																																																																																																																																																																																																				
	順位	評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位	評価点																																																																																																																																																																																																																																			
インドネシア	1	68%	76	58%	1	84%	1	63%																																																																																																																																																																																																																																			
ケニア	2	61%	7	77%	20	55%	2	52%																																																																																																																																																																																																																																			
アメリカ	3	59%	4	80%	9	61%	7	37%																																																																																																																																																																																																																																			
オーストラリア	4	55%	34	69%	6	64%	20	33%																																																																																																																																																																																																																																			
ニュージーランド	5	54%	46	66%	10	61%	14	34%																																																																																																																																																																																																																																			
ミャンマー	6	52%	83	55%	2	73%	36	28%																																																																																																																																																																																																																																			
シエラレオネ	7	51%	1	83%	76	27%	3	44%																																																																																																																																																																																																																																			
カナダ	8	51%	50	65%	13	59%	33	29%																																																																																																																																																																																																																																			
ザンビア	9	50%	18	74%	53	35%	4	43%																																																																																																																																																																																																																																			
ウクライナ	10	49%	13	75%	29	47%	54	24%																																																																																																																																																																																																																																			
日本	118	20%	118	24%	103	18%	83	17%																																																																																																																																																																																																																																			
80	資料4	<p>④ 食料の摂取量の変化</p> <p>●供給食料の内訳の推移(一人あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>1960年度</th> <th>1980年度</th> <th>2020年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>米</td><td>114.9</td><td>78.9</td><td>50.7</td></tr> <tr><td>畜産物</td><td>99.7</td><td>112.0</td><td>88.5</td></tr> <tr><td>野菜</td><td>22.4</td><td>38.8</td><td>34.1</td></tr> <tr><td>果実</td><td>4.3</td><td>34.8</td><td>23.4</td></tr> <tr><td>魚介類</td><td>27.8</td><td>12.6</td><td>14.4</td></tr> <tr><td>油脂類</td><td>32.0</td><td>101.7</td><td>144.9</td></tr> <tr><td>合計</td><td>348.9</td><td>348.9</td><td>144.9</td></tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省「食料需給表」より)</p>	品目	1960年度	1980年度	2020年度	米	114.9	78.9	50.7	畜産物	99.7	112.0	88.5	野菜	22.4	38.8	34.1	果実	4.3	34.8	23.4	魚介類	27.8	12.6	14.4	油脂類	32.0	101.7	144.9	合計	348.9	348.9	144.9	<p>④ 食料の摂取量の変化</p> <p>●供給食料の内訳の推移(一人一年あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>1960年度</th> <th>1980年度</th> <th>2021年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>米</td><td>114.9</td><td>78.9</td><td>51.5</td></tr> <tr><td>畜産物</td><td>99.7</td><td>112.0</td><td>85.7</td></tr> <tr><td>野菜</td><td>22.4</td><td>38.8</td><td>32.4</td></tr> <tr><td>果実</td><td>4.3</td><td>34.8</td><td>23.2</td></tr> <tr><td>魚介類</td><td>27.8</td><td>12.6</td><td>13.9</td></tr> <tr><td>油脂類</td><td>32.0</td><td>101.7</td><td>145.6</td></tr> <tr><td>合計</td><td>348.9</td><td>348.9</td><td>139.9</td></tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省「食料需給表」より)</p>	品目	1960年度	1980年度	2021年度	米	114.9	78.9	51.5	畜産物	99.7	112.0	85.7	野菜	22.4	38.8	32.4	果実	4.3	34.8	23.2	魚介類	27.8	12.6	13.9	油脂類	32.0	101.7	145.6	合計	348.9	348.9	139.9																																																																																																																																																																								
品目	1960年度	1980年度	2020年度																																																																																																																																																																																																																																								
米	114.9	78.9	50.7																																																																																																																																																																																																																																								
畜産物	99.7	112.0	88.5																																																																																																																																																																																																																																								
野菜	22.4	38.8	34.1																																																																																																																																																																																																																																								
果実	4.3	34.8	23.4																																																																																																																																																																																																																																								
魚介類	27.8	12.6	14.4																																																																																																																																																																																																																																								
油脂類	32.0	101.7	144.9																																																																																																																																																																																																																																								
合計	348.9	348.9	144.9																																																																																																																																																																																																																																								
品目	1960年度	1980年度	2021年度																																																																																																																																																																																																																																								
米	114.9	78.9	51.5																																																																																																																																																																																																																																								
畜産物	99.7	112.0	85.7																																																																																																																																																																																																																																								
野菜	22.4	38.8	32.4																																																																																																																																																																																																																																								
果実	4.3	34.8	23.2																																																																																																																																																																																																																																								
魚介類	27.8	12.6	13.9																																																																																																																																																																																																																																								
油脂類	32.0	101.7	145.6																																																																																																																																																																																																																																								
合計	348.9	348.9	139.9																																																																																																																																																																																																																																								

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
80	資料5	<p><b>⑤ 食の外部化率と外食率</b></p> <p>※食の外部化率とは、外食率（食料消費支出に占める外食の割合）に中食の支出割合を加えたもの (公益財団法人「食の安全・安心財団」資料より)</p>	<p><b>⑤ 食の外部化率と外食率</b></p> <p>※食の外部化率とは、外食率（食料消費支出に占める外食の割合）に中食の支出割合を加えたもの (公益財団法人「食の安全・安心財団」資料より)</p>
80	column 資料2 2	<p>私たちが食事から得るエネルギーを示す基準に <b>PFC 比率</b>がある。</p>	<p>私たちが食事から得るエネルギーを示す基準に <b>PFC 比率</b>(エネルギー産生栄養素バランス) がある。PFC</p>
80	column 資料2 グラフ	<p>日本(2020年)</p>	<p>日本(2021年)</p>
89	資料 16 下	<p><b>アミノ酸の基本構造</b></p> $\begin{array}{c} \text{NH}_2 \cdots \cdots \text{アミノ基} \\   \\ \text{R}-\text{CH}-\text{COOH} \cdots \text{カルボキシル基} \end{array}$ <p>のアミノ酸のカルボキシル基とが脱水縮合(水分子が離脱して結合する)してできる。</p>	<p><b>アミノ酸の基本構造</b></p> $\begin{array}{c} \text{NH}_2 \cdots \cdots \text{アミノ基} \\   \\ \text{R}-\text{CH}-\text{COOH} \cdots \text{カルボキシ基} \end{array}$ <p>のアミノ酸のカルボキシ基とが脱水縮合(水分子が離脱して結合する)してできる。</p>

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																																																											
ページ	行																																																																													
97	食物アレルギー	<p>症時の症状が重い7品目を義務表示、準ずる21品目は可能な限り表示することとしている。</p> <p><b>【表示義務のあるアレルギー食材と表示の推奨】</b></p> <table border="1"> <tr> <th colspan="7">表示義務がある(7品目)</th> </tr> <tr> <td>卵</td> <td>乳</td> <td>小麦</td> <td>そば</td> <td>落花生</td> <td>えび</td> <td>かに</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="7">可能なかぎり表示することとされている(21品目)</th> </tr> <tr> <td colspan="7">アーモンド、あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、鶏肉、豚肉、ゼラチン、カシューナッツ、くるみ、ごま、大豆、まつたけ、やまいも</td> </tr> </table> <p>※食物アレルギーの原因物質は、時代の変化とともに変わっていく可能性があり、適宜見直しが行われている。</p>	表示義務がある(7品目)							卵	乳	小麦	そば	落花生	えび	かに								可能なかぎり表示することとされている(21品目)							アーモンド、あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、鶏肉、豚肉、ゼラチン、カシューナッツ、くるみ、ごま、大豆、まつたけ、やまいも							<p>症時の症状が重い8品目を義務表示、準ずる20品目は可能な限り表示することとしている。</p> <p><b>【表示義務のあるアレルギー食材と表示の推奨】</b></p> <table border="1"> <tr> <th colspan="8">表示義務がある(8品目)</th> </tr> <tr> <td>卵</td> <td>乳</td> <td>小麦</td> <td>そば</td> <td>落花生</td> <td>えび</td> <td>かに</td> <td>くるみ*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="8">可能なかぎり表示することとされている(20品目)</th> </tr> <tr> <td colspan="8">アーモンド、あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、鶏肉、豚肉、ゼラチン、カシューナッツ、ごま、大豆、まつたけ、やまいも</td> </tr> </table> <p>*くるみの表示義務は、2025年3月31日まで経過措置期間</p> <p>※食物アレルギーの原因物質は、時代の変化とともに変わっていく可能性があり、適宜見直しが行われている。</p>	表示義務がある(8品目)								卵	乳	小麦	そば	落花生	えび	かに	くるみ*									可能なかぎり表示することとされている(20品目)								アーモンド、あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、鶏肉、豚肉、ゼラチン、カシューナッツ、ごま、大豆、まつたけ、やまいも							
表示義務がある(7品目)																																																																														
卵	乳	小麦	そば	落花生	えび	かに																																																																								
可能なかぎり表示することとされている(21品目)																																																																														
アーモンド、あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、鶏肉、豚肉、ゼラチン、カシューナッツ、くるみ、ごま、大豆、まつたけ、やまいも																																																																														
表示義務がある(8品目)																																																																														
卵	乳	小麦	そば	落花生	えび	かに	くるみ*																																																																							
可能なかぎり表示することとされている(20品目)																																																																														
アーモンド、あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、鶏肉、豚肉、ゼラチン、カシューナッツ、ごま、大豆、まつたけ、やまいも																																																																														
98	資料4	<p><b>4 病因物質別食中毒発生状況(令和3年)</b></p> <table border="1"> <caption>令和3年 食中毒発生状況</caption> <tr><th>病因物質</th><th>患者数(人)</th></tr> <tr><td>ノロウイルス</td><td>4,733</td></tr> <tr><td>サルモネラ属菌</td><td>318</td></tr> <tr><td>ぶどう球菌</td><td>285</td></tr> <tr><td>腸管出血性大腸菌, その他の病原大腸菌</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>ウェルシュ菌</td><td>1,916</td></tr> <tr><td>カンピロバクター</td><td>764</td></tr> <tr><td>アニサキス</td><td>354</td></tr> <tr><td>化学物質</td><td>98</td></tr> <tr><td>植物性自然毒</td><td>62</td></tr> <tr><td>動物性自然毒</td><td>26</td></tr> <tr><td>クドア</td><td>14</td></tr> <tr><td>不明</td><td>150</td></tr> <tr><td>その他</td><td>60</td></tr> <tr><td><b>総数</b></td><td><b>11,080</b></td></tr> </table>	病因物質	患者数(人)	ノロウイルス	4,733	サルモネラ属菌	318	ぶどう球菌	285	腸管出血性大腸菌, その他の病原大腸菌	2,300	ウェルシュ菌	1,916	カンピロバクター	764	アニサキス	354	化学物質	98	植物性自然毒	62	動物性自然毒	26	クドア	14	不明	150	その他	60	<b>総数</b>	<b>11,080</b>	<p><b>4 病因物質別食中毒発生状況(令和4年)</b></p> <table border="1"> <caption>令和4年 食中毒発生状況</caption> <tr><th>病因物質</th><th>患者数(人)</th></tr> <tr><td>ノロウイルス</td><td>2,175</td></tr> <tr><td>ウェルシュ菌</td><td>1,467</td></tr> <tr><td>カンピロバクター</td><td>822</td></tr> <tr><td>サルモネラ属菌</td><td>698</td></tr> <tr><td>ぶどう球菌</td><td>231</td></tr> <tr><td>腸管出血性大腸菌, その他の病原大腸菌</td><td>278</td></tr> <tr><td>アニサキス</td><td>578</td></tr> <tr><td>化学物質</td><td>148</td></tr> <tr><td>植物性自然毒</td><td>151</td></tr> <tr><td>動物性自然毒</td><td>21</td></tr> <tr><td>クドア</td><td>91</td></tr> <tr><td>不明</td><td>102</td></tr> <tr><td>その他</td><td>94</td></tr> <tr><td><b>総数</b></td><td><b>6,856</b></td></tr> </table>	病因物質	患者数(人)	ノロウイルス	2,175	ウェルシュ菌	1,467	カンピロバクター	822	サルモネラ属菌	698	ぶどう球菌	231	腸管出血性大腸菌, その他の病原大腸菌	278	アニサキス	578	化学物質	148	植物性自然毒	151	動物性自然毒	21	クドア	91	不明	102	その他	94	<b>総数</b>	<b>6,856</b>															
病因物質	患者数(人)																																																																													
ノロウイルス	4,733																																																																													
サルモネラ属菌	318																																																																													
ぶどう球菌	285																																																																													
腸管出血性大腸菌, その他の病原大腸菌	2,300																																																																													
ウェルシュ菌	1,916																																																																													
カンピロバクター	764																																																																													
アニサキス	354																																																																													
化学物質	98																																																																													
植物性自然毒	62																																																																													
動物性自然毒	26																																																																													
クドア	14																																																																													
不明	150																																																																													
その他	60																																																																													
<b>総数</b>	<b>11,080</b>																																																																													
病因物質	患者数(人)																																																																													
ノロウイルス	2,175																																																																													
ウェルシュ菌	1,467																																																																													
カンピロバクター	822																																																																													
サルモネラ属菌	698																																																																													
ぶどう球菌	231																																																																													
腸管出血性大腸菌, その他の病原大腸菌	278																																																																													
アニサキス	578																																																																													
化学物質	148																																																																													
植物性自然毒	151																																																																													
動物性自然毒	21																																																																													
クドア	91																																																																													
不明	102																																																																													
その他	94																																																																													
<b>総数</b>	<b>6,856</b>																																																																													



訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																						
ページ	行																																								
104	資料2	<table border="1"> <tr> <th>1群</th> <th>2群</th> <th>3群</th> <th>4群</th> <th>5群</th> <th>6群</th> </tr> <tr> <td>魚・肉・卵 豆・豆製品</td> <td>牛乳・乳製品 <u>小魚・海藻</u></td> <td>緑黄色野菜</td> <td>その他の野菜・ くだもの <u>✓</u></td> <td>穀類・ いも・砂糖</td> <td>油脂 <u>✓</u></td> </tr> </table>	1群	2群	3群	4群	5群	6群	魚・肉・卵 豆・豆製品	牛乳・乳製品 <u>小魚・海藻</u>	緑黄色野菜	その他の野菜・ くだもの <u>✓</u>	穀類・ いも・砂糖	油脂 <u>✓</u>																											
		1群	2群	3群	4群	5群	6群																																		
魚・肉・卵 豆・豆製品	牛乳・乳製品 <u>小魚・海藻</u>	緑黄色野菜	その他の野菜・ くだもの <u>✓</u>	穀類・ いも・砂糖	油脂 <u>✓</u>																																				
			<table border="1"> <tr> <th>1群</th> <th>2群</th> <th>3群</th> <th>4群</th> <th>5群</th> <th>6群</th> </tr> <tr> <td>魚・肉・卵 豆・豆製品</td> <td>牛乳・乳製品 <u>骨ごと食べる魚・海藻</u></td> <td>緑黄色野菜</td> <td>その他の野菜・ くだもの・きのこ</td> <td>穀類・ いも・砂糖</td> <td>油脂・<u>種実</u></td> </tr> </table>	1群	2群	3群	4群	5群	6群	魚・肉・卵 豆・豆製品	牛乳・乳製品 <u>骨ごと食べる魚・海藻</u>	緑黄色野菜	その他の野菜・ くだもの・きのこ	穀類・ いも・砂糖	油脂・ <u>種実</u>																										
1群	2群	3群	4群	5群	6群																																				
魚・肉・卵 豆・豆製品	牛乳・乳製品 <u>骨ごと食べる魚・海藻</u>	緑黄色野菜	その他の野菜・ くだもの・きのこ	穀類・ いも・砂糖	油脂・ <u>種実</u>																																				
105	資料3	③ <u>4つの食品群による</u> 摂取量の目安	③ <u>4つの食品群別</u> 摂取量の目安																																						
105	資料3 下部	【 <u>4つの食品群による</u> 食品構成例	【 <u>4つの食品群別</u> 食品構成例																																						
105	資料3 下表	<table border="1"> <tr> <th rowspan="3">種類(g)</th> <th colspan="2">乳・乳製品</th> <th colspan="2">卵</th> <th colspan="2">肉・魚介類</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> <tr> <td>320</td> <td>320</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>200</td> <td>120</td> </tr> </table>	種類(g)	乳・乳製品		卵		肉・魚介類		男	女	男	女	男	女	320	320	55	55	200	120	<table border="1"> <tr> <th rowspan="3">種類(g)</th> <th colspan="2">乳・乳製品</th> <th colspan="2">卵</th> <th colspan="2">魚介・肉</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> <tr> <td>320</td> <td>320</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>200</td> <td>120</td> </tr> </table>	種類(g)	乳・乳製品		卵		魚介・肉		男	女	男	女	男	女	320	320	55	55	200	120
種類(g)	乳・乳製品			卵		肉・魚介類																																			
	男	女		男	女	男	女																																		
	320	320	55	55	200	120																																			
種類(g)	乳・乳製品		卵		魚介・肉																																				
	男	女	男	女	男	女																																			
	320	320	55	55	200	120																																			



訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																																
ページ	行																																																		
131	資料1	<p><b>① 他国と比較した日本の食料自給率</b></p> <p>※日本は2020年、ほかの国は2018年の数値(カロリーベース)</p> <p>132 125 86 65 37</p> <p>(農林水産省「食料需給表」より)</p>	<p><b>① 他国と比較した日本の食料自給率</b></p> <p>※日本は2021年、ほかの国は2019年の数値(カロリーベース)</p> <p>131 121 84 70 38</p> <p>(農林水産省「食料需給表」より)</p>																																																
131	資料2	<p><b>② 品目別食料自給率(2020年重量ベース)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>米 97%</td> <td></td> <td>肉類 53%*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小麦 15%</td> <td></td> <td>牛乳及び乳製品 61%*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いも類 73%</td> <td></td> <td>魚介類(食用) 57%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大豆 6%</td> <td></td> <td>かいそう海藻類 70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜 80%</td> <td></td> <td>油脂類 13%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>果実 38%</td> <td></td> <td>きのこ類 89%</td> <td></td> </tr> </table> <p>*家畜の飼料の自給率を考慮すると、肉類は7%、牛乳・乳製品は26%の食料自給率になる。 (農林水産省「食料需給表」より)</p>	米 97%		肉類 53%*		小麦 15%		牛乳及び乳製品 61%*		いも類 73%		魚介類(食用) 57%		大豆 6%		かいそう海藻類 70%		野菜 80%		油脂類 13%		果実 38%		きのこ類 89%		<p><b>② 品目別食料自給率(2021年重量ベース)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>米 98%</td> <td></td> <td>肉類 53%*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小麦 17%</td> <td></td> <td>牛乳及び乳製品 63%*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いも類 72%</td> <td></td> <td>魚介類(食用) 59%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大豆 7%</td> <td></td> <td>かいそう海藻類 69%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜 79%</td> <td></td> <td>油脂類 14%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>果実 39%</td> <td></td> <td>きのこ類 89%</td> <td></td> </tr> </table> <p>*家畜の飼料の自給率を考慮すると、肉類は8%、牛乳・乳製品は27%の食料自給率になる。 (農林水産省「食料需給表」より)</p>	米 98%		肉類 53%*		小麦 17%		牛乳及び乳製品 63%*		いも類 72%		魚介類(食用) 59%		大豆 7%		かいそう海藻類 69%		野菜 79%		油脂類 14%		果実 39%		きのこ類 89%	
米 97%		肉類 53%*																																																	
小麦 15%		牛乳及び乳製品 61%*																																																	
いも類 73%		魚介類(食用) 57%																																																	
大豆 6%		かいそう海藻類 70%																																																	
野菜 80%		油脂類 13%																																																	
果実 38%		きのこ類 89%																																																	
米 98%		肉類 53%*																																																	
小麦 17%		牛乳及び乳製品 63%*																																																	
いも類 72%		魚介類(食用) 59%																																																	
大豆 7%		かいそう海藻類 69%																																																	
野菜 79%		油脂類 14%																																																	
果実 39%		きのこ類 89%																																																	

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																																		
ページ	行																																																				
140	資料1加工	↓ 〈断裁〉	↓ 〈裁断〉																																																		
148	資料2	<p><b>② サイズ表示</b> ✓</p> <p>●成人女子用衣料サイズ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>サイズ絵表示による表示</p> <p style="text-align: center;">削除</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>寸法表示による表示</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th colspan="2">サイズ</th></tr> <tr><td>バスト</td><td>83</td></tr> <tr><td>ヒップ</td><td>91</td></tr> <tr><td>身長</td><td>158</td></tr> <tr><td colspan="2">⑨ A R</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">削除</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; margin-top: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>体型</th><th>Y</th><th>A</th><th>AB</th><th>B</th></tr> <tr><td>ヒップの 大きさ</td><td>A 体型より 4 cm 小さい</td><td>ふつうの 体型</td><td>A 体型より 4 cm 大きい</td><td>A 体型より 8 cm 大きい</td></tr> </table> </div> <p>●成人男子用衣料サイズ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>サイズ絵表示による表示</p> <p style="text-align: center;">削除</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>寸法表示による表示</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th colspan="2">サイズ</th></tr> <tr><td>チェスト</td><td>92</td></tr> <tr><td>ウエスト</td><td>80</td></tr> <tr><td>身長</td><td>165</td></tr> <tr><td colspan="2">⑨2 A ④</td></tr> </table> </div> </div>	サイズ		バスト	83	ヒップ	91	身長	158	⑨ A R		体型	Y	A	AB	B	ヒップの 大きさ	A 体型より 4 cm 小さい	ふつうの 体型	A 体型より 4 cm 大きい	A 体型より 8 cm 大きい	サイズ		チェスト	92	ウエスト	80	身長	165	⑨2 A ④		<p><b>② サイズ表示</b> ※令和5年3月のJIS改正により、男女兼用サイズについても追加された。</p> <p>●成人女子用衣料サイズ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>寸法表示による表示</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th colspan="2">サイズ</th></tr> <tr><td>バスト</td><td>83</td></tr> <tr><td>ヒップ</td><td>91</td></tr> <tr><td>身長</td><td>158</td></tr> <tr><td colspan="2">⑨ R</td></tr> </table> </div> <p>●成人男子用衣料サイズ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>寸法表示による表示</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th colspan="2">サイズ</th></tr> <tr><td>チェスト</td><td>92</td></tr> <tr><td>ウエスト</td><td>80</td></tr> <tr><td>身長</td><td>165</td></tr> <tr><td colspan="2">⑨2 A ④</td></tr> </table> </div>	サイズ		バスト	83	ヒップ	91	身長	158	⑨ R		サイズ		チェスト	92	ウエスト	80	身長	165	⑨2 A ④	
サイズ																																																					
バスト	83																																																				
ヒップ	91																																																				
身長	158																																																				
⑨ A R																																																					
体型	Y	A	AB	B																																																	
ヒップの 大きさ	A 体型より 4 cm 小さい	ふつうの 体型	A 体型より 4 cm 大きい	A 体型より 8 cm 大きい																																																	
サイズ																																																					
チェスト	92																																																				
ウエスト	80																																																				
身長	165																																																				
⑨2 A ④																																																					
サイズ																																																					
バスト	83																																																				
ヒップ	91																																																				
身長	158																																																				
⑨ R																																																					
サイズ																																																					
チェスト	92																																																				
ウエスト	80																																																				
身長	165																																																				
⑨2 A ④																																																					
151	資料6受取	<p>・汚れやしみが落ちていないか、品物に異常はないか、すぐに確認する。</p>	<p>・汚れやしみが落ちているか、品物に異常はないか、すぐに確認する。</p>																																																		

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																												
ページ	行																																														
158	資料3	<p><b>③ 衣服の輸入浸透率*</b></p> <p>(%)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><td>1990</td><td>95</td><td>2000</td><td>05</td><td>10</td><td>15</td><td>20(年)</td></tr> <tr><th>率</th><td>48.5</td><td>70.1</td><td>85.5</td><td>93.5</td><td>96.0</td><td>97.3</td><td>97.9</td></tr> </table> <p>*衣服 = 布帛外衣 + 布帛下着 + ニット外衣 + ニット下着          輸入浸透率 = 輸入量 ÷ (生産量 + 輸入量 - 輸出量) × 100</p> <p>(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック」より作成)</p>	年	1990	95	2000	05	10	15	20(年)	率	48.5	70.1	85.5	93.5	96.0	97.3	97.9	<p><b>③ 衣服の輸入浸透率*</b></p> <p>(%)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><td>1990</td><td>95</td><td>2000</td><td>05</td><td>10</td><td>15</td><td>2021(年)</td></tr> <tr><th>率</th><td>48.5</td><td>70.1</td><td>85.5</td><td>93.5</td><td>96.0</td><td>97.3</td><td>98.2</td></tr> </table> <p>*衣服 = 布帛外衣 + 布帛下着 + ニット外衣 + ニット下着          輸入浸透率 = 輸入量 ÷ (生産量 + 輸入量 - 輸出量) × 100</p> <p>(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック」より作成)</p>	年	1990	95	2000	05	10	15	2021(年)	率	48.5	70.1	85.5	93.5	96.0	97.3	98.2												
年	1990	95	2000	05	10	15	20(年)																																								
率	48.5	70.1	85.5	93.5	96.0	97.3	97.9																																								
年	1990	95	2000	05	10	15	2021(年)																																								
率	48.5	70.1	85.5	93.5	96.0	97.3	98.2																																								
158	TRY グラフ	<p><b>繊維製品輸入相手国 (2021年)</b></p> <p>金額ベース</p> <table border="1"> <tr><th>相手国</th><td>中国</td><td>ベトナム</td><td>カンボジア</td><td>インド</td><td>タイ</td><td>ミャンマー</td><td>台湾</td><td>インドネシア</td><td>バングラデシュ</td><td>その他</td></tr> <tr><th>割合</th><td>58.7%</td><td>13.1%</td><td>3.4%</td><td>1.2%</td><td>2.3%</td><td>2.0%</td><td>1.2%</td><td>1.2%</td><td>3.7%</td><td>8.2%</td></tr> </table> <p>輸入額 3兆6707億円</p> <p>(日本繊維輸入組合「繊維製品・主要国別輸入の推移」2021より作成)</p>	相手国	中国	ベトナム	カンボジア	インド	タイ	ミャンマー	台湾	インドネシア	バングラデシュ	その他	割合	58.7%	13.1%	3.4%	1.2%	2.3%	2.0%	1.2%	1.2%	3.7%	8.2%	<p><b>繊維製品輸入相手国 (2022年)</b></p> <p>金額ベース</p> <table border="1"> <tr><th>相手国</th><td>中国</td><td>ベトナム</td><td>カンボジア</td><td>インド</td><td>タイ</td><td>ミャンマー</td><td>台湾</td><td>インドネシア</td><td>バングラデシュ</td><td>その他</td></tr> <tr><th>割合</th><td>56.4%</td><td>14.4%</td><td>3.5%</td><td>1.2%</td><td>2.3%</td><td>3.1%</td><td>1.2%</td><td>1.2%</td><td>3.6%</td><td>7.7%</td></tr> </table> <p>輸入額 4兆6349億円</p> <p>(日本繊維輸入組合「繊維製品・主要国別輸入の推移」2022より作成)</p>	相手国	中国	ベトナム	カンボジア	インド	タイ	ミャンマー	台湾	インドネシア	バングラデシュ	その他	割合	56.4%	14.4%	3.5%	1.2%	2.3%	3.1%	1.2%	1.2%	3.6%	7.7%
相手国	中国	ベトナム	カンボジア	インド	タイ	ミャンマー	台湾	インドネシア	バングラデシュ	その他																																					
割合	58.7%	13.1%	3.4%	1.2%	2.3%	2.0%	1.2%	1.2%	3.7%	8.2%																																					
相手国	中国	ベトナム	カンボジア	インド	タイ	ミャンマー	台湾	インドネシア	バングラデシュ	その他																																					
割合	56.4%	14.4%	3.5%	1.2%	2.3%	3.1%	1.2%	1.2%	3.6%	7.7%																																					

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																										
ページ	行																																												
165	防災情報	<div data-bbox="537 263 907 742"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出される情報</th> <th>とるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1 警戒の可能性</td> <td>心構えを高めよう</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2 注意報</td> <td>避難行動を確認しよう</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3 (高齢者等避難) 避難準備 高齢者等避難開始</td> <td>高齢者等は避難するほかの住民は避難準備</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 (全員避難) 避難勧告 避難指示 (緊急)</td> <td>避難する</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 災害の発生情報 (できる範囲)</td> <td>命を守る最善の行動を!</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内閣府 防災担当)</p> </div>	出される情報	とるべき行動	警戒レベル1 警戒の可能性	心構えを高めよう	警戒レベル2 注意報	避難行動を確認しよう	警戒レベル3 (高齢者等避難) 避難準備 高齢者等避難開始	高齢者等は避難するほかの住民は避難準備	警戒レベル4 (全員避難) 避難勧告 避難指示 (緊急)	避難する	警戒レベル5 災害の発生情報 (できる範囲)	命を守る最善の行動を!	<div data-bbox="1467 239 1825 790"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出される情報</th> <th>とるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1 早期注意情報 (気象庁)</td> <td>災害への心構えを高める</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</td> <td>自らの避難行動を確認</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難*</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td>危険な場所から全員避難</td> </tr> <tr> <td colspan="2">警戒レベル4までに必ず避難!</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td>命の危険直ちに安全確保!</td> </tr> </tbody> </table> <p>*高齢者等以外の人も必要に応じて自主避難する。</p> <p>(内閣府 防災情報のページ)</p> </div>	出される情報	とるべき行動	警戒レベル1 早期注意情報 (気象庁)	災害への心構えを高める	警戒レベル2 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	自らの避難行動を確認	警戒レベル3 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難*	警戒レベル4 避難指示	危険な場所から全員避難	警戒レベル4までに必ず避難!		警戒レベル5 緊急安全確保	命の危険直ちに安全確保!																
出される情報	とるべき行動																																												
警戒レベル1 警戒の可能性	心構えを高めよう																																												
警戒レベル2 注意報	避難行動を確認しよう																																												
警戒レベル3 (高齢者等避難) 避難準備 高齢者等避難開始	高齢者等は避難するほかの住民は避難準備																																												
警戒レベル4 (全員避難) 避難勧告 避難指示 (緊急)	避難する																																												
警戒レベル5 災害の発生情報 (できる範囲)	命を守る最善の行動を!																																												
出される情報	とるべき行動																																												
警戒レベル1 早期注意情報 (気象庁)	災害への心構えを高める																																												
警戒レベル2 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	自らの避難行動を確認																																												
警戒レベル3 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難*																																												
警戒レベル4 避難指示	危険な場所から全員避難																																												
警戒レベル4までに必ず避難!																																													
警戒レベル5 緊急安全確保	命の危険直ちに安全確保!																																												
166	資料1	<div data-bbox="526 821 918 1380"> <p><b>① 家庭内事故による乳幼児・高齢者の年間死亡者のおもな原因別割合</b></p> <table border="1"> <caption>家庭内事故による乳幼児・高齢者の年間死亡者のおもな原因別割合 (令和2年より)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>転倒・転落・墜落</th> <th>不慮の溺死及び溺水</th> <th>その他の不慮の窒息</th> <th>煙、火及び火炎への曝露</th> <th>熱及び高温物質との接触</th> <th>有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～4歳</td> <td>7%</td> <td>14%</td> <td>71%</td> <td>4%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>18%</td> <td>42%</td> <td>23%</td> <td>4%</td> <td>1%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「人口動態統計」令和2年より)</p> </div>	年齢	転倒・転落・墜落	不慮の溺死及び溺水	その他の不慮の窒息	煙、火及び火炎への曝露	熱及び高温物質との接触	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	0～4歳	7%	14%	71%	4%	0%	0%	65歳以上	18%	42%	23%	4%	1%	0%	<div data-bbox="1444 821 1836 1380"> <p><b>① 家庭内事故による乳幼児・高齢者の年間死亡者のおもな原因別割合</b></p> <table border="1"> <caption>家庭内事故による乳幼児・高齢者の年間死亡者のおもな原因別割合 (令和4年より)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>転倒・転落・墜落</th> <th>不慮の溺死及び溺水</th> <th>その他の不慮の窒息</th> <th>煙、火及び火炎への曝露</th> <th>熱及び高温物質との接触</th> <th>有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～4歳</td> <td>9%</td> <td>6%</td> <td>80%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>18%</td> <td>45%</td> <td>22%</td> <td>4%</td> <td>1%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「人口動態統計」令和4年より)</p> </div>	年齢	転倒・転落・墜落	不慮の溺死及び溺水	その他の不慮の窒息	煙、火及び火炎への曝露	熱及び高温物質との接触	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	0～4歳	9%	6%	80%	0%	0%	0%	65歳以上	18%	45%	22%	4%	1%	0%
年齢	転倒・転落・墜落	不慮の溺死及び溺水	その他の不慮の窒息	煙、火及び火炎への曝露	熱及び高温物質との接触	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露																																							
0～4歳	7%	14%	71%	4%	0%	0%																																							
65歳以上	18%	42%	23%	4%	1%	0%																																							
年齢	転倒・転落・墜落	不慮の溺死及び溺水	その他の不慮の窒息	煙、火及び火炎への曝露	熱及び高温物質との接触	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露																																							
0～4歳	9%	6%	80%	0%	0%	0%																																							
65歳以上	18%	45%	22%	4%	1%	0%																																							
166	豆知識	平成27年からの5年間で197人の乳幼児が救急搬送されている。	平成30年からの5年間で182人の乳幼児が救急搬送されている。																																										

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
167	資料3	<p><b>③ おもな出火原因</b> (令和2年中)</p> <p>※放火防止は、地域全体で環境を整えることが重要である。 (消防庁「消防白書」令和3年版より)</p>	<p><b>③ おもな出火原因</b> (令和3年中)</p> <p>※放火防止は、地域全体で環境を整えることが重要である。 (消防庁「消防白書」令和4年版より)</p>
176	資料1	<p><b>① 一人あたりの床面積</b></p> <p>(国土交通省「住宅経済関連データ」令和3年度より)</p>	<p><b>① 一人あたりの床面積</b></p> <p>(国土交通省「住宅経済関連データ」令和4年度より)</p>

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)																														
ページ	行																															
186	資料3	<p><b>3 家計収支の内訳 (総世帯のうち勤労者世帯)</b></p> <p><b>勤労者世帯平均</b> 世帯人員 2.52人 有業人員 1.52人 世帯主の平均年齢 47.9歳</p> <p><b>収入</b> 世帯主収入 409,088円 世帯主の配偶者の収入 60,651円 勤め先収入 480,181円 ほかの世帯員の収入 10,442円 その他 42,391円</p> <p><b>支出</b> 非消費支出 96,550円 消費支出 263,907円</p> <p><b>消費支出の内訳</b></p> <table border="1"> <tr><td>24.9%</td><td>食料*</td><td>65,737円</td></tr> <tr><td>8.8%</td><td>住居</td><td>23,094円</td></tr> <tr><td>6.7%</td><td>光熱・水道</td><td>17,734円</td></tr> <tr><td>6.7%</td><td>家具・家事用品</td><td>10,543円</td></tr> <tr><td>4.0%</td><td>被服および履き物</td><td>8,967円</td></tr> <tr><td>4.1%</td><td>保健医療</td><td>10,941円</td></tr> <tr><td>15.5%</td><td>交通・通信</td><td>40,987円</td></tr> <tr><td>4.9%</td><td>教育</td><td>12,869円</td></tr> <tr><td>9.4%</td><td>教養娯楽</td><td>24,887円</td></tr> <tr><td>18.2%</td><td>その他の消費支出</td><td>48,149円</td></tr> </table> <p>実収入 522,572円 実支出 360,457円 可処分所得 426,022円 黒字 162,115円</p> <p>*消費支出における食料費の割合のことを、エンゲル係数という。 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり。 (総務省統計局「家計調査年報」令和3年より)</p>	24.9%	食料*	65,737円	8.8%	住居	23,094円	6.7%	光熱・水道	17,734円	6.7%	家具・家事用品	10,543円	4.0%	被服および履き物	8,967円	4.1%	保健医療	10,941円	15.5%	交通・通信	40,987円	4.9%	教育	12,869円	9.4%	教養娯楽	24,887円	18.2%	その他の消費支出	48,149円
24.9%	食料*	65,737円																														
8.8%	住居	23,094円																														
6.7%	光熱・水道	17,734円																														
6.7%	家具・家事用品	10,543円																														
4.0%	被服および履き物	8,967円																														
4.1%	保健医療	10,941円																														
15.5%	交通・通信	40,987円																														
4.9%	教育	12,869円																														
9.4%	教養娯楽	24,887円																														
18.2%	その他の消費支出	48,149円																														

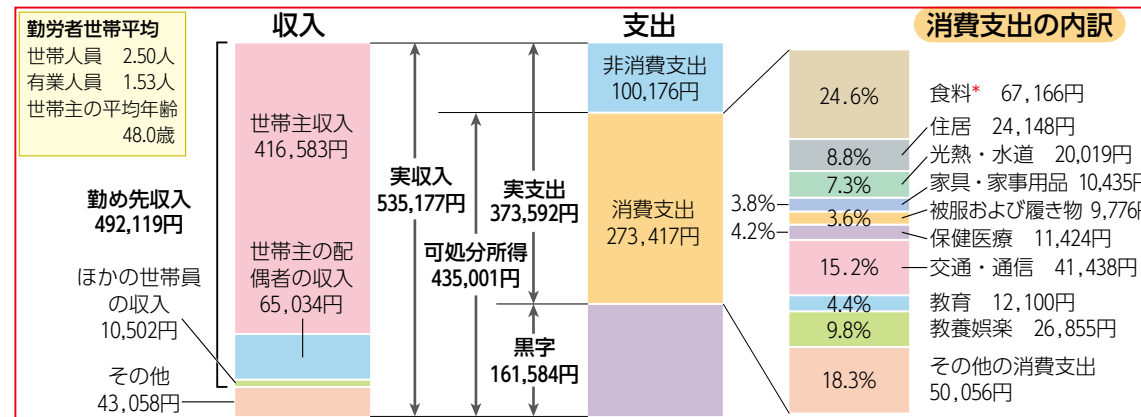
訂正箇所

ページ 行

令和6年度教科書(新)

186 資料3

3 家計収支の内訳 (総世帯のうち勤労者世帯)



\*消費支出における食料費の割合のことを、エンゲル係数という。 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり。  
(総務省統計局「家計調査年報」令和4年より)

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ページ	行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
187	TRY 給与 明細	<p>給与 明細書 令和4年 8月分 001-000 0973 様 株式会社</p> <p>●諸手当 会社独自の規定により支給される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要勤務日数</th> <th>出勤日数</th> <th>出勤時間</th> <th>事故欠勤日数</th> <th>病気欠勤日数</th> <th>代休特休日数</th> <th>休日出勤日数</th> <th>有休消化日数</th> <th>有休残日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20.00</td> <td>20.00</td> <td>140:00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>残業平日普通</td> <td>残業平日深夜</td> <td>残業休日普通</td> <td>残業休日深夜</td> <td>残業法定休日</td> <td>残業法定深夜</td> <td>遅刻早退回数</td> <td>遅刻早退時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本給</td> <td>役職手当</td> <td>家族手当</td> <td>住宅手当</td> <td>役員報酬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>精勤手当</td> </tr> <tr> <td>200,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15,000</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>支</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>残業平日深夜</td> <td>残業法定休日</td> <td>残業法定深夜</td> <td>非課税通勤</td> <td>課税通勤</td> <td>遅刻早退控除</td> <td>欠勤控除</td> <td>課税合計</td> <td>非課税合計</td> <td>給支給額合計</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8,530</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>225,263</td> <td>8,530</td> <td>233,793</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>介護保険</td> <td>厚生年金</td> <td>厚生年金基金</td> <td>確定拠出年金</td> <td>雇用保険</td> <td>社会保険調整</td> <td>社会保険合計</td> <td>課税対象額</td> <td>所得控除</td> </tr> <tr> <td>7,100</td> <td>0</td> <td>37,967</td> <td>3,800</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,189</td> <td>25,035</td> <td>209,228</td> <td>4,470</td> </tr> <tr> <td>住民税調整</td> <td>財形貯蓄</td> <td>社員会費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>控除合計</td> <td>控除合計</td> <td>支給額合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,170</td> <td>30,205</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記</td> <td>業績連関合計</td> <td>前月調整残</td> <td>繰越合計</td> <td>当月繰越調整</td> <td>支払1</td> <td>支払2</td> <td>支払3</td> <td>差引支給額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簿</td> <td>225,263</td> <td>0</td> <td>203,688</td> <td>0</td> <td>203,688</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>203,688</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要勤務日数	出勤日数	出勤時間	事故欠勤日数	病気欠勤日数	代休特休日数	休日出勤日数	有休消化日数	有休残日数	20.00	20.00	140:00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	残業平日普通	残業平日深夜	残業休日普通	残業休日深夜	残業法定休日	残業法定深夜	遅刻早退回数	遅刻早退時間		3:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00		基本給	役職手当	家族手当	住宅手当	役員報酬				精勤手当	200,000	0	0	15,000	0				6,000	支									残業平日深夜	残業法定休日	残業法定深夜	非課税通勤	課税通勤	遅刻早退控除	欠勤控除	課税合計	非課税合計	給支給額合計	0	0	0	8,530	0	0	0	225,263	8,530	233,793	健康保険	介護保険	厚生年金	厚生年金基金	確定拠出年金	雇用保険	社会保険調整	社会保険合計	課税対象額	所得控除	7,100	0	37,967	3,800	0	0	1,189	25,035	209,228	4,470	住民税調整	財形貯蓄	社員会費								0	0	500								給							控除合計	控除合計	支給額合計								5,170	30,205		記	業績連関合計	前月調整残	繰越合計	当月繰越調整	支払1	支払2	支払3	差引支給額		簿	225,263	0	203,688	0	203,688	0	0	203,688		<p>給与 明細書 令和5年 1月分 001-000 0973 様 株式会社</p> <p>●諸手当 会社独自の規定により支給される。</p> <p>※入社1年目、正社員の例。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要勤務日数</th> <th>出勤日数</th> <th>出勤時間</th> <th>事故欠勤日数</th> <th>病気欠勤日数</th> <th>代休特休日数</th> <th>休日出勤日数</th> <th>有休消化日数</th> <th>有休残日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20.00</td> <td>20.00</td> <td>140:00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>残業平日普通</td> <td>残業平日深夜</td> <td>残業休日普通</td> <td>残業休日深夜</td> <td>残業法定休日</td> <td>残業法定深夜</td> <td>遅刻早退回数</td> <td>遅刻早退時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td>0:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本給</td> <td>役職手当</td> <td>家族手当</td> <td>住宅手当</td> <td>役員報酬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>精勤手当</td> </tr> <tr> <td>200,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12,000</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>支</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>残業平日深夜</td> <td>残業法定休日</td> <td>残業法定深夜</td> <td>非課税通勤</td> <td>課税通勤</td> <td>遅刻早退控除</td> <td>欠勤控除</td> <td>課税合計</td> <td>非課税合計</td> <td>給支給額合計</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8,530</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>225,263</td> <td>8,530</td> <td>233,793</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>介護保険</td> <td>厚生年金</td> <td>厚生年金基金</td> <td>確定拠出年金</td> <td>雇用保険</td> <td>社会保険調整</td> <td>社会保険合計</td> <td>課税対象額</td> <td>所得控除</td> </tr> <tr> <td>11,050</td> <td>0</td> <td>23,790</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,251</td> <td>0</td> <td>36,091</td> <td>206,122</td> <td>4,980</td> </tr> <tr> <td>住民税調整</td> <td>財形貯蓄</td> <td>社員会費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>控除合計</td> <td>控除合計</td> <td>支給額合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,480</td> <td>30,205</td> <td>41,574</td> </tr> <tr> <td>記</td> <td>業績連関合計</td> <td>前月調整残</td> <td>繰越合計</td> <td>当月繰越調整</td> <td>支払1</td> <td>支払2</td> <td>支払3</td> <td>差引支給額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簿</td> <td>242,216</td> <td>0</td> <td>209,272</td> <td>0</td> <td>209,272</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>209,272</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要勤務日数	出勤日数	出勤時間	事故欠勤日数	病気欠勤日数	代休特休日数	休日出勤日数	有休消化日数	有休残日数	20.00	20.00	140:00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	残業平日普通	残業平日深夜	残業休日普通	残業休日深夜	残業法定休日	残業法定深夜	遅刻早退回数	遅刻早退時間		16:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00		基本給	役職手当	家族手当	住宅手当	役員報酬				精勤手当	200,000	0	0	12,000	0				3,000	支									残業平日深夜	残業法定休日	残業法定深夜	非課税通勤	課税通勤	遅刻早退控除	欠勤控除	課税合計	非課税合計	給支給額合計	0	0	0	8,530	0	0	0	225,263	8,530	233,793	健康保険	介護保険	厚生年金	厚生年金基金	確定拠出年金	雇用保険	社会保険調整	社会保険合計	課税対象額	所得控除	11,050	0	23,790	0	0	1,251	0	36,091	206,122	4,980	住民税調整	財形貯蓄	社員会費								0	0	500								給							控除合計	控除合計	支給額合計								5,480	30,205	41,574	記	業績連関合計	前月調整残	繰越合計	当月繰越調整	支払1	支払2	支払3	差引支給額		簿	242,216	0	209,272	0	209,272	0	0	209,272	
要勤務日数	出勤日数	出勤時間	事故欠勤日数	病気欠勤日数	代休特休日数	休日出勤日数	有休消化日数	有休残日数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20.00	20.00	140:00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
残業平日普通	残業平日深夜	残業休日普通	残業休日深夜	残業法定休日	残業法定深夜	遅刻早退回数	遅刻早退時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
基本給	役職手当	家族手当	住宅手当	役員報酬				精勤手当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
200,000	0	0	15,000	0				6,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
支																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
残業平日深夜	残業法定休日	残業法定深夜	非課税通勤	課税通勤	遅刻早退控除	欠勤控除	課税合計	非課税合計	給支給額合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
0	0	0	8,530	0	0	0	225,263	8,530	233,793																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
健康保険	介護保険	厚生年金	厚生年金基金	確定拠出年金	雇用保険	社会保険調整	社会保険合計	課税対象額	所得控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
7,100	0	37,967	3,800	0	0	1,189	25,035	209,228	4,470																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
住民税調整	財形貯蓄	社員会費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
0	0	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
給							控除合計	控除合計	支給額合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							5,170	30,205																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
記	業績連関合計	前月調整残	繰越合計	当月繰越調整	支払1	支払2	支払3	差引支給額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
簿	225,263	0	203,688	0	203,688	0	0	203,688																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
要勤務日数	出勤日数	出勤時間	事故欠勤日数	病気欠勤日数	代休特休日数	休日出勤日数	有休消化日数	有休残日数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20.00	20.00	140:00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
残業平日普通	残業平日深夜	残業休日普通	残業休日深夜	残業法定休日	残業法定深夜	遅刻早退回数	遅刻早退時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
16:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
基本給	役職手当	家族手当	住宅手当	役員報酬				精勤手当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
200,000	0	0	12,000	0				3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
支																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
残業平日深夜	残業法定休日	残業法定深夜	非課税通勤	課税通勤	遅刻早退控除	欠勤控除	課税合計	非課税合計	給支給額合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
0	0	0	8,530	0	0	0	225,263	8,530	233,793																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
健康保険	介護保険	厚生年金	厚生年金基金	確定拠出年金	雇用保険	社会保険調整	社会保険合計	課税対象額	所得控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
11,050	0	23,790	0	0	1,251	0	36,091	206,122	4,980																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
住民税調整	財形貯蓄	社員会費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
0	0	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
給							控除合計	控除合計	支給額合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							5,480	30,205	41,574																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
記	業績連関合計	前月調整残	繰越合計	当月繰越調整	支払1	支払2	支払3	差引支給額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
簿	242,216	0	209,272	0	209,272	0	0	209,272																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
190	結婚	<p><b>結婚にかかわる費用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★婚約(結納金・婚約指輪)にかかわる費用 約<b>133</b>万円</li> <li>★挙式・披露宴・披露パーティーにかかわる費用 約<b>292</b>万円</li> <li>★新婚旅行費用 約<b>30</b>万円</li> </ul> <p>婚トレンド調査(2021)。</p>	<p><b>結婚にかかわる費用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★婚約(結納金・婚約指輪)にかかわる費用 約<b>135</b>万円</li> <li>★挙式・披露宴・披露パーティーにかかわる費用 約<b>304</b>万円</li> <li>★新婚旅行費用 約<b>30</b>万円</li> </ul> <p>婚トレンド調査(2021)。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						




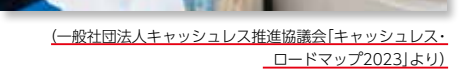
訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
190	初任給	<div data-bbox="696 247 878 603" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; margin: 0;">初任給の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★高校卒 約<b>17</b>万円</li> <li>★高専・短大卒 約<b>18</b>万円</li> <li>★大学卒 約<b>21</b>万円</li> <li>★大学院卒 約<b>24</b>万円</li> </ul> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">初任給：学歴別にみた初任給（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」令和元年）。</p>	<div data-bbox="1617 272 1798 628" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; margin: 0;">初任給の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★高校卒 約<b>18</b>万円</li> <li>★高専・短大卒 約<b>20</b>万円</li> <li>★大学卒 約<b>23</b>万円</li> <li>★大学院卒 約<b>27</b>万円</li> </ul> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">初任給：新規学卒者の所定内給与額（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」令和4年）。</p>
191	出産	<div data-bbox="689 882 1117 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; margin: 0;">出産費用</p> <p style="text-align: center;">★出産にかかる費用 約<b>51</b>万円</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">婚トレンド調査2021』)。出産費用：入院料，分娩料，新生児管理保育料ほか，妊婦合計負担額の平均（公益社団法人国民健康保険中央会「出産費用 平成28年度」。教育費：各学年の平均額の合計（文部科学省「子供の学習費調査」平成30年度）。住宅資金：</p>	<div data-bbox="1476 1222 1872 1326" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; margin: 0;">出産費用</p> <p style="text-align: center;">★出産にかかる費用 約<b>47</b>万円</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">イ「結婚トレンド調査2022』)。出産費用：室料差額，産科医療補償制度掛金，その他の費目を除く出産費用の合計額（厚生労働省「出産費用の実態把握に関する調査研究（令和3年度）」。教育費：学校種別学習費総額の年数分（文部科学省「子供の学習費調査」</p>

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
191	教育	<div data-bbox="875 256 1111 711" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; margin: 0;">教育費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★幼稚園(3年間) 公立 約<b>65</b>万円 (私立 約158万円)</li> <li>★小学校(6年間) 公立 約<b>193</b>万円 (私立 約959万円)</li> <li>★中学校(3年間) 公立 約<b>146</b>万円 (私立 約422万円)</li> <li>★高等学校(3年間) 公立 約<b>137</b>万円 (私立 約290万円)</li> </ul> </div> <div data-bbox="360 751 1541 810" style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>除中央会「出産費用 平成28年度」。教育費：各学年の平均額の合計(文部科学省「子供の学習費調査」平成30年度)。住宅資金：全国の平均。対象はフラット35(住宅金融支援機構と民間金融機関による長期固定金利ローン)の利用者(住宅金融支援機構「フ</p> </div>	<div data-bbox="1641 884 1883 1342" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; margin: 0;">教育費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★幼稚園(3年間) 公立 約<b>50</b>万円 (私立 約93万円)</li> <li>★小学校(6年間) 公立 約<b>212</b>万円 (私立 約1,000万円)</li> <li>★中学校(3年間) 公立 約<b>162</b>万円 (私立 約431万円)</li> <li>★高等学校(3年間) 公立 約<b>154</b>万円 (私立 約316万円)</li> </ul> </div> <div data-bbox="987 1382 2130 1441" style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「出産費用の実態把握に関する調査研究(令和3年度)」)。教育費：学校種別学習費総額の年数分(文部科学省「子供の学習費調査」令和3年度)。住宅資金：全国の平均。対象はフラット35(住宅金融支援機構と民間金融機関による長期固定金利ローン)の利用者</p> </div>

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
191	老後	<div data-bbox="898 320 1115 475" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; margin: 0;">老後の生活費</p> <p style="margin: 0;">★1か月の生活費 (夫婦2人の場合) 約<b>22</b>万円</p> </div> <p>ラット35利用者調査」令和3年度)。<b>老後の生活費</b>：老後の最低日常生活費(生命保険文化センター「生活保障に関する調査」令和元年版)。<b>葬儀にかかる費用</b>：飲食接待、寺院利用、葬儀一式などの合計(日本消費者協会「第11回『葬儀についてのアンケート調</p>	<div data-bbox="1592 639 1809 794" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; margin: 0;">老後の生活費</p> <p style="margin: 0;">★1か月の生活費 (夫婦2人の場合) 約<b>23</b>万円</p> </div> <p>(住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」2022年度)。<b>老後の生活費</b>：老後の最低日常生活費(生命保険文化センター「生活保障に関する調査」令和4年版)。<b>葬儀にかかる費用</b>：飲食接待、寺院利用、葬儀一式などの合計(日本消費者協会「第12回『葬儀に</p>
191	葬儀	<div data-bbox="869 999 1115 1121" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; margin: 0;">葬儀にかかる費用</p> <p style="margin: 0;">★葬儀費合計 約<b>196</b>万円</p> </div> <p>元年版)。<b>葬儀にかかる費用</b>：飲食接待、寺院利用、葬儀一式などの合計(日本消費者協会「第11回『葬儀についてのアンケート調査』報告書」平成29年)。</p>	<div data-bbox="1608 1270 1854 1393" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; margin: 0;">葬儀にかかる費用</p> <p style="margin: 0;">★葬儀費合計 約<b>162</b>万円</p> </div> <p>障に関する調査」令和4年版)。<b>葬儀にかかる費用</b>：飲食接待、寺院利用、葬儀一式などの合計(日本消費者協会「第12回『葬儀についてのアンケート調査』報告書」令和4年)。</p>

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
191	住宅	<div data-bbox="801 236 1106 443" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>住宅資金</b></p> <p>★土地付注文住宅の購入費 約<b>4,456</b>万円</p> <p>★マンション購入費 約<b>4,529</b>万円</p> </div> <p>全国の平均。対象はフラット35（住宅金融支援機構と民間金融機関による長期固定金利ローン）の利用者（住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」令和3年度）。<b>老後の生活費</b>：老後の最低日常生活費（生命保険文化センター「生活保障に関する調査」令和</p>	<div data-bbox="1666 555 1957 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>住宅資金</b></p> <p>★土地付注文住宅の購入費 約<b>4,694</b>万円</p> <p>★マンション購入費 約<b>4,848</b>万円</p> </div> <p>令和3年度）。<b>住宅資金</b>：全国の平均。対象はフラット35（住宅金融支援機構と民間金融機関による長期固定金利ローン）の利用者（住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」2022年度）。<b>老後の生活費</b>：老後の最低日常生活費（生命保険文化センター「生活保</p>
192	鳥の目グラフ  鳥の目2～3	<div data-bbox="533 890 987 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>家計の金融資産構成</b></p> <p style="text-align: center;">金融資産合計に占める割合 (%)</p> <p style="text-align: center;">(日本銀行調査統計局「資金循環の日米欧比較」2021年より)</p> </div> <p><b>株式や投資で資産形成する海外</b> アメリカの金融資産は、現金・預金が13.3%に対して、株式・投資信託51.0%と多い。アメリカでは小・中学生の頃から金融について学ぶ機会が多く、資産運用に対する</p>	<div data-bbox="1442 890 1897 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>家計の金融資産構成</b></p> <p style="text-align: center;">金融資産合計に占める割合 (%)</p> <p style="text-align: center;">(日本銀行調査統計局「資金循環の日米欧比較」2022年より)</p> </div> <p><b>株式や投資で資産形成する海外</b> アメリカの金融資産は、現金・預金が13.7%に対して、株式・投資信託52.4%と多い。アメリカでは小・中学生の頃から金融について学ぶ機会が多く、資産運用に対する</p>

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																																
ページ	行																																																		
194	資料1	<p><b>① 消費支出におけるモノとサービスの割合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>モノ (%)</th> <th>サービス (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1970年</td><td>73.0</td><td>27.0</td></tr> <tr><td>80年</td><td>67.3</td><td>32.7</td></tr> <tr><td>90年</td><td>63.0</td><td>37.0</td></tr> <tr><td>2000年</td><td>59.0</td><td>41.0</td></tr> <tr><td>10年</td><td>57.8</td><td>42.2</td></tr> <tr><td>20年</td><td>61.3</td><td>38.7</td></tr> <tr><td>21年</td><td>60.3</td><td>39.7</td></tr> </tbody> </table> <p>※全国・二人以上の世帯 (総務省統計局「家計調査年報」より)</p>	年	モノ (%)	サービス (%)	1970年	73.0	27.0	80年	67.3	32.7	90年	63.0	37.0	2000年	59.0	41.0	10年	57.8	42.2	20年	61.3	38.7	21年	60.3	39.7	<p><b>① 消費支出におけるモノとサービスの割合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>モノ (%)</th> <th>サービス (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1970年</td><td>73.0</td><td>27.0</td></tr> <tr><td>80年</td><td>67.3</td><td>32.7</td></tr> <tr><td>90年</td><td>63.0</td><td>37.0</td></tr> <tr><td>2000年</td><td>59.0</td><td>41.0</td></tr> <tr><td>10年</td><td>57.8</td><td>42.2</td></tr> <tr><td>20年</td><td>61.3</td><td>38.7</td></tr> <tr><td>22年</td><td>59.9</td><td>40.1</td></tr> </tbody> </table> <p>※全国・二人以上の世帯 (総務省統計局「家計調査年報」より)</p>	年	モノ (%)	サービス (%)	1970年	73.0	27.0	80年	67.3	32.7	90年	63.0	37.0	2000年	59.0	41.0	10年	57.8	42.2	20年	61.3	38.7	22年	59.9	40.1
年	モノ (%)	サービス (%)																																																	
1970年	73.0	27.0																																																	
80年	67.3	32.7																																																	
90年	63.0	37.0																																																	
2000年	59.0	41.0																																																	
10年	57.8	42.2																																																	
20年	61.3	38.7																																																	
21年	60.3	39.7																																																	
年	モノ (%)	サービス (%)																																																	
1970年	73.0	27.0																																																	
80年	67.3	32.7																																																	
90年	63.0	37.0																																																	
2000年	59.0	41.0																																																	
10年	57.8	42.2																																																	
20年	61.3	38.7																																																	
22年	59.9	40.1																																																	
198	column column 脚注	<p><b>各国のキャッシュレス決済比率の状況 (2020年)</b></p> <p>(一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2022」より)</p> <p>世界各国のキャッシュレス決済比率の状況を見ると、韓国では93%以上普及しており、40～60%台の国も多く、キャッシュレスの流れが加速している。それに対し、日本は30%以下と低い。日本でキャッ</p>	<p><b>各国のキャッシュレス決済比率の状況 (2021年)</b></p> <p>(一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2023」より)</p> <p>世界各国のキャッシュレス決済比率の状況を見ると、韓国では95%以上普及しており、40～60%台の国も多く、キャッシュレスの流れが加速している。それに対し、日本は30%程度と低い。日本でキャッ</p>																																																

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																																																		
ページ	行																																																																				
204	3-4	消費者問題が生じやすい訪問販売, 電話勧誘販売, <u>通信販売</u> , 学習塾やエステ, 美容医療などのサービスが一定期間継続するサー	消費者問題が生じやすい訪問販売, 電話勧誘販売, 学習塾やエステ, 美容医療などのサービスが一定期間継続するサー																																																																		
205	資料4	<p><b>4 相談件数の多かった商品・サービス</b> (20歳未満 上位10位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>商品・サービス</th> <th>件数(割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>健康食品</td><td>4974 (18.4%)</td></tr> <tr><td>2</td><td>オンラインゲーム</td><td>4297 (15.9%)</td></tr> <tr><td>3</td><td>化粧品</td><td>3133 (11.6%)</td></tr> <tr><td>4</td><td>デジタルコンテンツその他</td><td>2233 (8.3%)</td></tr> <tr><td>5</td><td>アダルト情報サイト</td><td>1149 (4.3%)</td></tr> <tr><td>6</td><td>商品一般</td><td>1060 (3.9%)</td></tr> <tr><td>7</td><td>紳士・婦人洋服</td><td>742 (2.8%)</td></tr> <tr><td>8</td><td>出会い系サイト</td><td>614 (2.3%)</td></tr> <tr><td>9</td><td>移动通信サービス</td><td>370 (1.4%)</td></tr> <tr><td>10</td><td>他の役務サービス</td><td>323 (1.2%)</td></tr> </tbody> </table> <p>(国民生活センター「消費生活年報2021」より)</p>	順位	商品・サービス	件数(割合)	1	健康食品	4974 (18.4%)	2	オンラインゲーム	4297 (15.9%)	3	化粧品	3133 (11.6%)	4	デジタルコンテンツその他	2233 (8.3%)	5	アダルト情報サイト	1149 (4.3%)	6	商品一般	1060 (3.9%)	7	紳士・婦人洋服	742 (2.8%)	8	出会い系サイト	614 (2.3%)	9	移动通信サービス	370 (1.4%)	10	他の役務サービス	323 (1.2%)	<p><b>4 相談件数の多かった商品・サービス</b> (20歳未満 上位10位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>商品・サービス</th> <th>件数(割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>インターネットゲーム</td><td>4322 (20.5%)</td></tr> <tr><td>2</td><td>化粧品</td><td>2938 (14.0%)</td></tr> <tr><td>3</td><td>健康食品</td><td>1951 (9.3%)</td></tr> <tr><td>4</td><td>商品一般</td><td>1071 (5.1%)</td></tr> <tr><td>5</td><td>アダルト情報</td><td>995 (4.7%)</td></tr> <tr><td>6</td><td>紳士・婦人洋服</td><td>631 (3.0%)</td></tr> <tr><td>7</td><td>娯楽等情報配信サービスその他</td><td>604 (2.9%)</td></tr> <tr><td>8</td><td>出会い系サイト・アプリ</td><td>544 (2.6%)</td></tr> <tr><td>9</td><td>内職・副業その他</td><td>363 (1.7%)</td></tr> <tr><td>10</td><td>電気</td><td>297 (1.4%)</td></tr> </tbody> </table> <p>(国民生活センター「消費生活年報2022」より)</p>	順位	商品・サービス	件数(割合)	1	インターネットゲーム	4322 (20.5%)	2	化粧品	2938 (14.0%)	3	健康食品	1951 (9.3%)	4	商品一般	1071 (5.1%)	5	アダルト情報	995 (4.7%)	6	紳士・婦人洋服	631 (3.0%)	7	娯楽等情報配信サービスその他	604 (2.9%)	8	出会い系サイト・アプリ	544 (2.6%)	9	内職・副業その他	363 (1.7%)	10	電気	297 (1.4%)
順位	商品・サービス	件数(割合)																																																																			
1	健康食品	4974 (18.4%)																																																																			
2	オンラインゲーム	4297 (15.9%)																																																																			
3	化粧品	3133 (11.6%)																																																																			
4	デジタルコンテンツその他	2233 (8.3%)																																																																			
5	アダルト情報サイト	1149 (4.3%)																																																																			
6	商品一般	1060 (3.9%)																																																																			
7	紳士・婦人洋服	742 (2.8%)																																																																			
8	出会い系サイト	614 (2.3%)																																																																			
9	移动通信サービス	370 (1.4%)																																																																			
10	他の役務サービス	323 (1.2%)																																																																			
順位	商品・サービス	件数(割合)																																																																			
1	インターネットゲーム	4322 (20.5%)																																																																			
2	化粧品	2938 (14.0%)																																																																			
3	健康食品	1951 (9.3%)																																																																			
4	商品一般	1071 (5.1%)																																																																			
5	アダルト情報	995 (4.7%)																																																																			
6	紳士・婦人洋服	631 (3.0%)																																																																			
7	娯楽等情報配信サービスその他	604 (2.9%)																																																																			
8	出会い系サイト・アプリ	544 (2.6%)																																																																			
9	内職・副業その他	363 (1.7%)																																																																			
10	電気	297 (1.4%)																																																																			
208	鳥の目 1~2	韓国のキャッシュレス決済比率は <u>93%</u> 以上と非常に高い(2020年時点)。その理由として、政府主導でクレジット	韓国のキャッシュレス決済比率は <u>95%</u> 以上と非常に高い(2021年時点)。その理由として、政府主導でクレジット																																																																		
208	虫の目 1~2  虫の目 写真下	日本におけるキャッシュレス決済比率は約 <u>30%</u> と低く(2020年時点), その背景には現金の使いやすさがある。   < (79番)	日本におけるキャッシュレス決済比率は <u>32.5%</u> と低く(2021年時点), その背景には現金の使いやすさがある。   (一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2023」より)																																																																		
211	column ごみ 問題	う。日本での1年間のごみの総排出量は4,167万トン(2020年)であり, このうち, 10分の1にあたる	う。日本での1年間のごみの総排出量は4,095万トン(2021年)であり, このうち, 10分の1にあたる																																																																		